

第1回
子どもの権利に関する高校生意識調査
報告書

令和3(2021)年3月

とよた子どもの権利相談室(こことよ)

名古屋大学大学院教育発達科学研究科教育行政学研究室

はじめに

2007年9月に豊田市子ども条例が制定されてから13年が経過しました。子どもの権利は条例が制定されたことによって守られるのではありません。本当の意味において市民全体で子どもの権利への理解を深め、子ども自身が権利の主体としてそのことを十分に受け止めることによってこそ守られます。

条例に基づき設置されている子どもの権利に関する相談窓口「こことよ(とよた子どもの権利相談室)」は、これまで、子どもの権利を普及・啓発することを目的に、リーフレットやカードを配布したり、小学生・中学生に向けて子どもの権利学習に取り組んだりしてきました。また、今年度はコロナ感染拡大に伴って中止となりましたが、昨年度からは市内の全中学校を対象として子どもの権利啓発事業を開始しています。

そうしたなか、私たちは、さらに市内に通う高校生たちにも豊田市子ども条例の理念と内容を知ってもらいたいと考えてきました。理由は3つありました。

ひとつめは、豊田市子ども条例が対象としている「子ども」とは、豊田市に在住する子どもたちだけではなく、市外から豊田市内の高校に通う高校生が含まれているからです。市外に住んでいる高校生たちは、小学生・中学生の時期に条例について学ぶ機会はほとんどないと考えられます。また、過去に学んだことのある高校生にも、あらためてこの時期にこそ知ってもらう必要があります。

ふたつめは、何よりも高校生は、概念獲得の顕著な発達段階にありますので、より深く「権利という概念」を理解することのできる力があると考えます。高校生には高校生にふさわしく、自己の見解を表明することのできる能力も備わってきます。

この点と関わって、みつめに、「権利」概念を獲得することが可能な大事な時期にこそ、自らの権利としてさらに発展的に理解してもらえないだろうかと考えたからです。高校生の時代には、進路や自立をめぐる親・保護者と対立する場合もあるかもしれません。異性との交際の場面でも部活動での先輩後輩関係の場面でも、深刻な権利侵害が発生する可能性は存在します。学校での校則や決まりに対し、理不尽な思いを抱えている子どもも決して少なくはないでしょう。

この高校生意識調査は、豊田市内の高校に通う全ての高校生を対象に、子ども条例と子どもの権利条約に関する認知度を問いながら、アンケートに回答していただくことで、子どもの権利にはどのような内容が含まれているのかを具体的に知ることのできるものになっています。また、アンケートを通じて、困りごとがあれば相談できる場所が豊田市にはあることがわかるようになっています。自由記述を通じては、いま、高校生たちが何を求め、何に迷い、何に困っているかがみえてきますし、何よりも、鋭い「権利意識」が着実に芽生えていることを確かめることができるように思います。多くの学校・家庭・地域で、この調査報告書を活用して、子育てや学校教育活動の改善に役立てていただくことができればと思います。

本調査は、こことよ(とよた子どもの権利相談室)と名古屋大学大学院教育発達科学研究科教育行政学研究室とが共同で企画・立案し、西三北地区公立高等学校長会のご協力のもと、豊田市内に設置されているすべての公立高校(定時制を含む)・私立高校(通信制を含む)・高等専門学校を通じて、全高校生に調査依頼用紙を配布しました。高校生には、調査依頼用紙ないしは豊田市のホームページに掲載されている URLからアンケートに回答していただいています。

西三北地区公立高等学校長会のみなさんには、アンケートの実施方法や質問項目に関わって、事前にたくさんのご助言をいただきました。本報告書の作成にあたりましても、個人情報保護等の観点からご検討をいただいています。この場をお借りして、厚く御礼を申し上げます。校長会長の小瀧雄一郎先生(豊田西高校)には、新型コロナウイルス感染対策等できわめてご多忙のなか、本調査に関して、実施時期をはじめ、日本語(漢字)を読むのが難しい生徒向けに「ひらがなバージョン」でのアンケートも作成すべきではないか等、細やかなアドバイスをいただきました。今回、「ひらがなバージョン」では8名の高校生が回答を寄せてくださいました。

この意見交換のなか、小瀧校長先生は、コロナ禍で高校生のおかれているたいへん厳しい学習状況・生活状況についてご教示くださいました。私たちが、この調査を通じて高校生にどのように寄り添っていかなければならないのかをあらためて深く自覚することができたと感じています。

本調査の実施と調査結果の分析にあたっては、名古屋大学教育発達科学研究科教育行政学研究室に全面的にご協力をいただきました。調査と分析の任を中心的に引き受けていただいた大学院生の坂野愛実さんに、記して感謝を申し上げます。この調査は、彼女の協力がなければ実現には至らなかったものと思います。

調査結果にもとづく私たちの所感、本報告書の最後の章(9)でまとめています。調査結果の概要のみをつかみたいという方は、この章(9)のみをご覧くださいても構いません。高校生の書いた自由記述については、私たちからも誠実に応答しなくてはならないのではないかと考えました。したがって、この章は、自由記述で意見や質問を書き込んでくださった高校生のみなさんへの、私たちからのメッセージも含んでいます。ただし、本報告書においては、個人情報保護の観点から、自由記述の一部について修正したり加工したりしている箇所があります。あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

最後に、アンケートに回答してくださった、すべての高校生の皆さんに、心より感謝申し上げます。

2021年3月31日

豊田市子どもの権利擁護委員

石井 拓児(代表)

山田 麻紗子

山谷 奈津子

目次

I 調査概要	6
1 調査の目的	
2 調査の設計	
3 回収結果	
4 その他	
 II 回答者の属性	7
1 学年	
2 性別	
3 居住場所	
 III アンケート調査の結果	9
1 「豊田市子ども条例」の認知度について	9
1-1 条例の認知度	
1-2 学年別認知度	
1-3 居住場所別認知度	
2 子どもの権利条約の認知度について	12
2-1 条約の認知度	
2-2 学年別認知度	
2-3 居住場所別認知度	
3 子どもの権利を学ぶ機会と意欲について	13
3-1 学校における学習機会	
3-2 学ぶ意欲	
4 「豊田市子ども条例」において守られていないと感じる権利について	15
4-1 【安心して生きる権利】第5条	
4-2 【自分らしく生きる権利】第6条	
4-3 【豊かに育つ権利】第7条	
4-4 【参加する権利】第8条	

5 「豊田市子ども条例」において大切だと思う権利について	21
5-1 【安心して生きる権利】第5条	
5-2 【自分らしく生きる権利】第6条	
5-3 【豊かに育つ権利】第7条	
5-4 【参加する権利】第8条	
6 困りごとや悩みごとを相談する相手について	26
7 豊田市が設置する相談窓口(「とよた子どもの権利相談室」)について	27
7-1 相談窓口(「とよた子どもの権利相談室」)の認知度	
7-2 相談窓口(「とよた子どもの権利相談室」)を利用するときに用いたいツール	
8 子どもの権利に関する意見など(自由記述)について	29
8-1 内容の分類	
8-2 記述内容	
9 とよた子どもの権利相談室の所感	33
9-1 子どもの権利に関する高校生の意識について	
9-2 調査結果をふまえた今後の課題	
参考資料	38
1 単純集計結果	
2 質問項目	
3 高校生アンケート協力依頼文書	

I 調査概要

1 調査の目的

本調査は、子どもの権利の啓発活動や子ども相談活動にいつそう取り組むことを通じ、すべての子どもが自らを権利の主体者として自覚し行動することができるよう支援していきたいという豊田市の理念を実現するため、豊田市内の高校に在籍する高校生を対象に、「豊田市子ども条例」の認知度ならびに「子どもの権利」に関する学習や理解の状況を調査し、子ども条例の普及・啓発活動ならびに子どもの権利相談室の諸事業等、今後の各施策を考える基礎的データを得ることを目的とするものです。

2 調査の設計

- (1)調査地域 豊田市内
- (2)調査対象 豊田市内の高校に在籍する高校生
- (3)対象者数 11,689 人
- (4)調査方法 Web 回答(「Google フォーム」を使用)
- (5)調査期間 2020 年 10 月 1 日～11 月 30 日
- (6)調査票 日本語(漢字・ひらがな)調査票
- (7)調査機関 名古屋大学大学院教育発達科学研究科教育行政学研究室

3 回収結果

- ・「漢字」調査票……………217 票
- ・「ひらがな」調査票…… 8 票
- ・総計……………225 票

4 その他

本報告書の記載内容に関し、次の 2 点にご注意ください。

- ① 調査票には「漢字」と「ひらがな」の 2 種類がありますが、アンケート調査の結果としては、統合したものをまとめています。
- ② 各集計表・グラフにおける構成比は、小数点以下第 2 位で四捨五入しているため、合計が 100.0%とならないことがあります。

Ⅱ 回答者の属性

1 学年

回答者の学年は、「1 年生」が 43.1%と最も多く、次いで「2 年生」が 32.9%、「3 年生」が 21.3%、「4 年生」が 2.2%となっています。

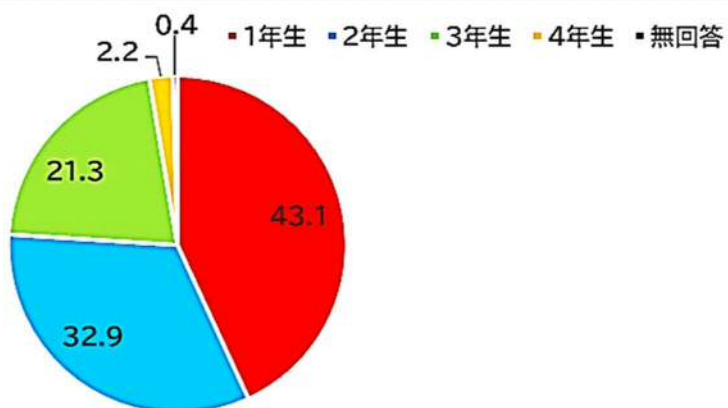


図1 あなたの学年を教えてください。(%)

2 性別

回答者の性別は、「女」が 59.6%、「男」が 39.1%、「その他」が 0.9%となっています。

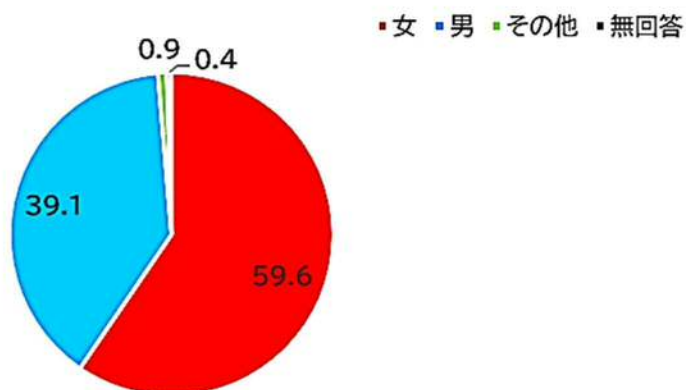
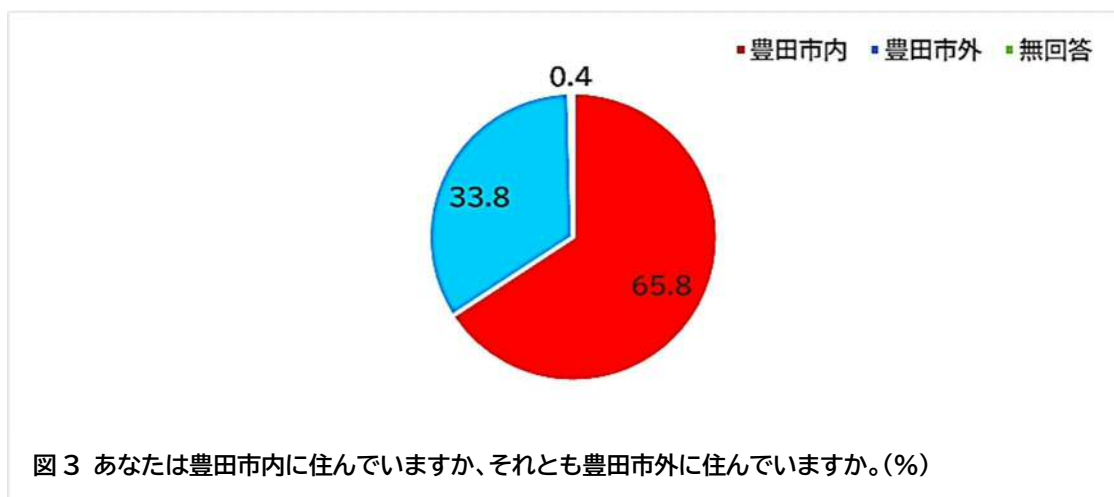


図2 あなたの性別を教えてください。(%)

3 居住場所

回答者の居住場所は、「豊田市内」が 65.8%、「豊田市外」が 33.8%となっています。

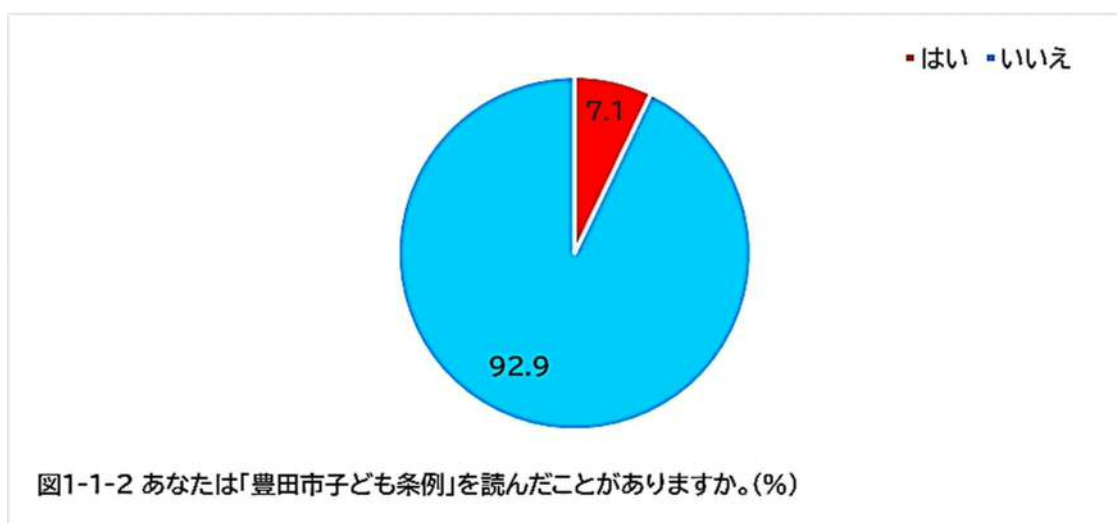
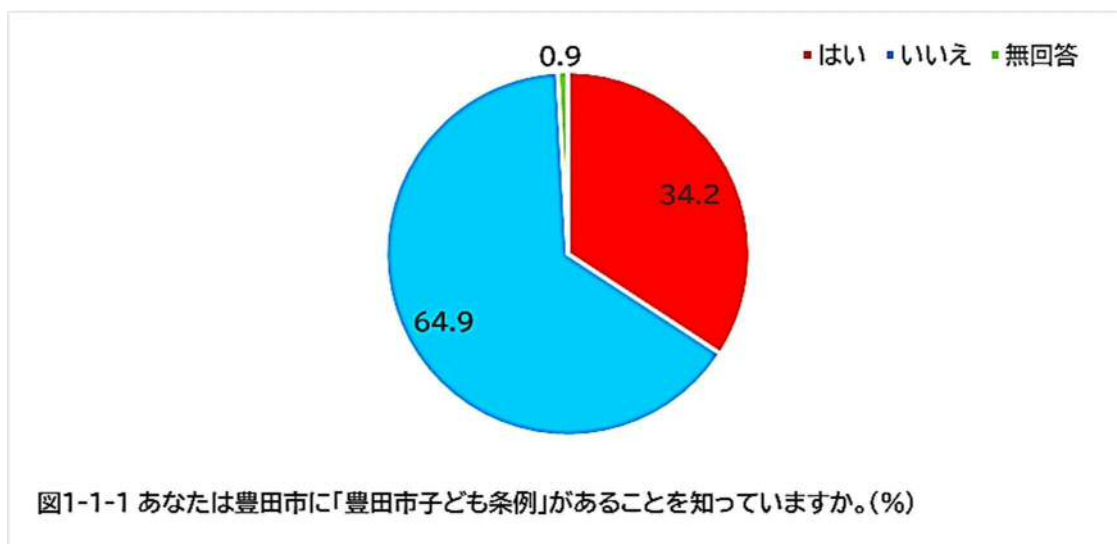


Ⅲ アンケート調査の結果

1 「豊田市子ども条例」の認知度について

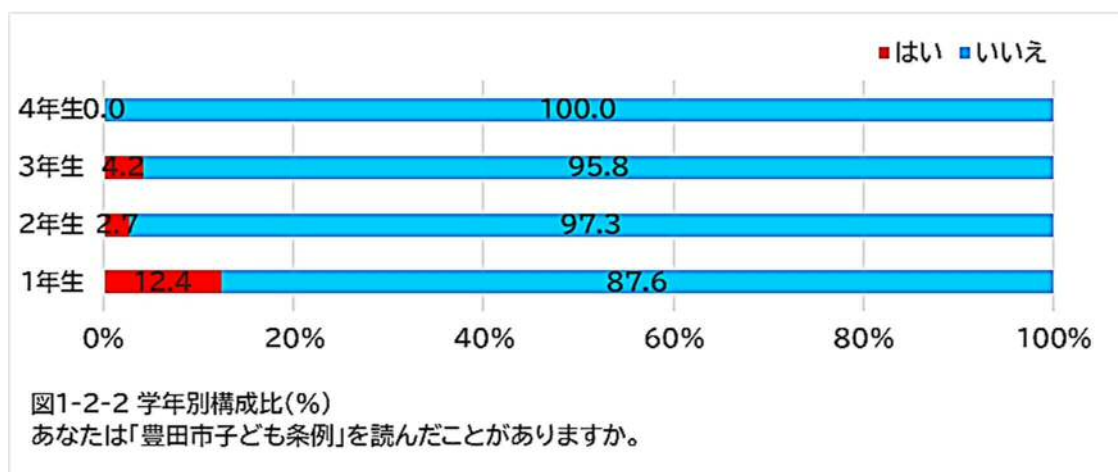
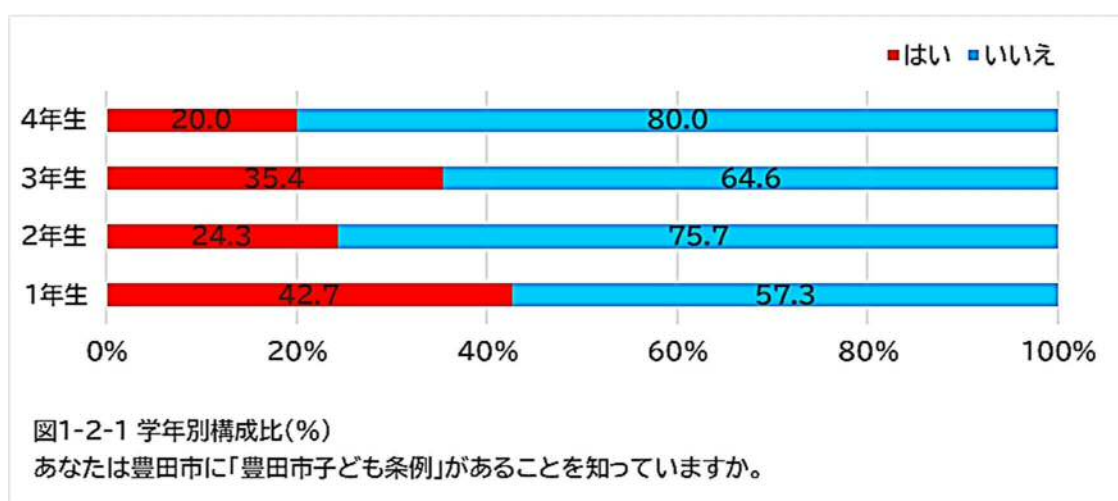
1-1 条例の認知度

条例の認知度について、図[1-1-1]の条例を知っていますかという質問に対しては、「はい」が 34.2%である一方、「いいえ」が 64.9%と半数を超えています。また、図[1-1-2]の条例を読んだことがありますかという質問に対しては、「はい」が 7.1%、「いいえ」が 92.9%と回答者の高校生のうち、そのほとんどが条例を読んだことがないという結果となっています。



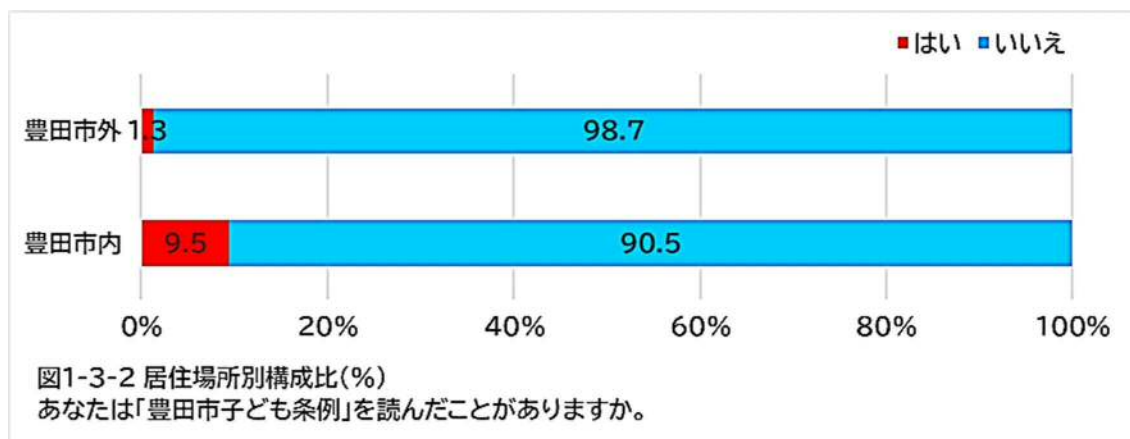
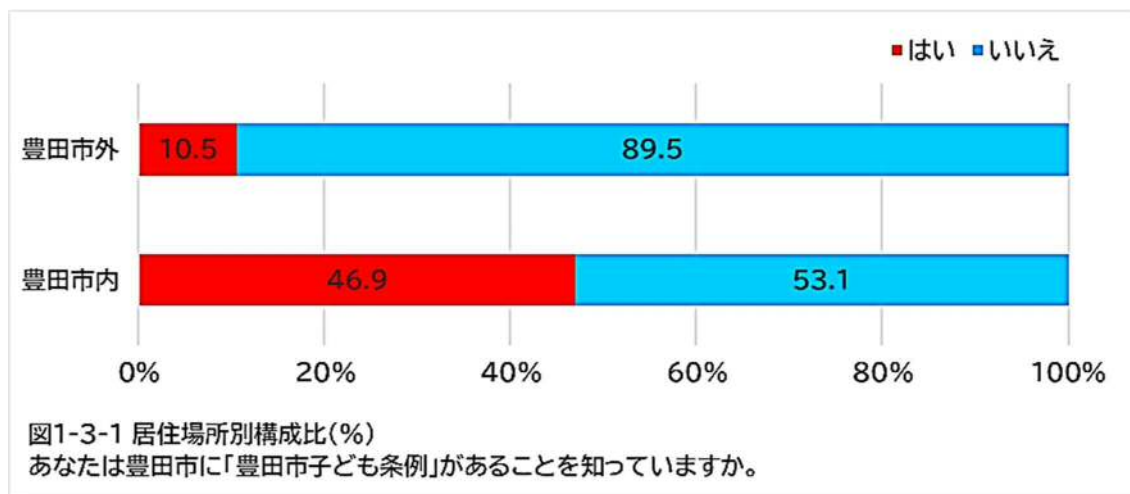
1-2 学年別認知度

学年別の条例の認知度について、図[1-2-1]より、条例を知っていると回答した割合は、「1年生」が42.7%と最も多く、次いで、「3年生」の35.4%、「2年生」の24.3%、「4年生」の20.0%と続きます。3年生と2年生の間には10ポイントもの開きがあり、2年生と4年生は特に低い数値であると言えます。さらに、図[1-2-2]より、条例を読んだことがあると回答した割合もまた、「1年生」が12.4%と最も多く、次いで、「3年生」の4.2%、「2年生」の2.7%、「4年生」の0.0%と続きます。しかし、1年生の1割台前半は数値として低く、すべての学年において条例がほとんど読まれていないとわかります。



1-3 居住場所別認知度

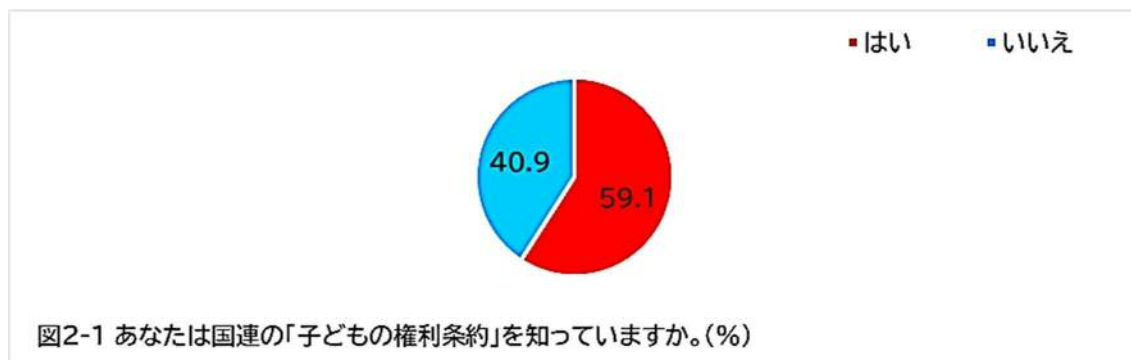
居住場所別の条例の認知度について、知っている(図[1-3-1]の「はい」)と読んだことがある(図[1-3-2]の「はい」)の回答はともに、「豊田市内」(46.9%と 9.5%)が、「豊田市外」(10.5%と 1.3%)より高い割合となっています。



2 子どもの権利条約の認知度について

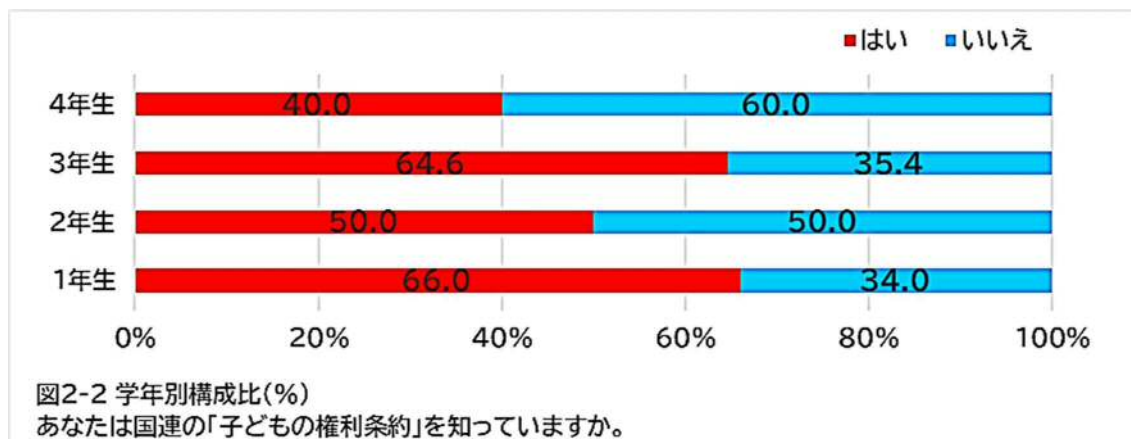
2-1 条約の認知度

子どもの権利条約の認知度について、図[2-1]において「はい」が 59.1%、「いいえ」が 40.9%となっており、子どもの権利条約を知っている割合は半数を超え、6 割近くあります。



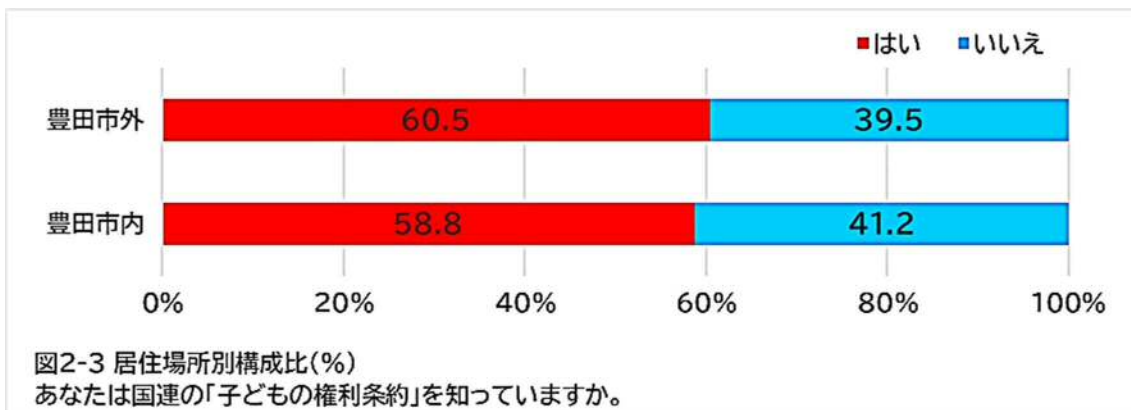
2-2 学年別認知度

学年別の条約の認知度は、図[2-2]より、「はい」と回答した「1 年生」が 66.0%と最も高く、次いで「3 年生」が 64.6%と、ともに 6 割を超えています。一方、「2 年生」と「4 年生」は、それぞれ 50.0%と 40.0%となっており、半数以下にとどまっています。



2-3 居住場所別認知度

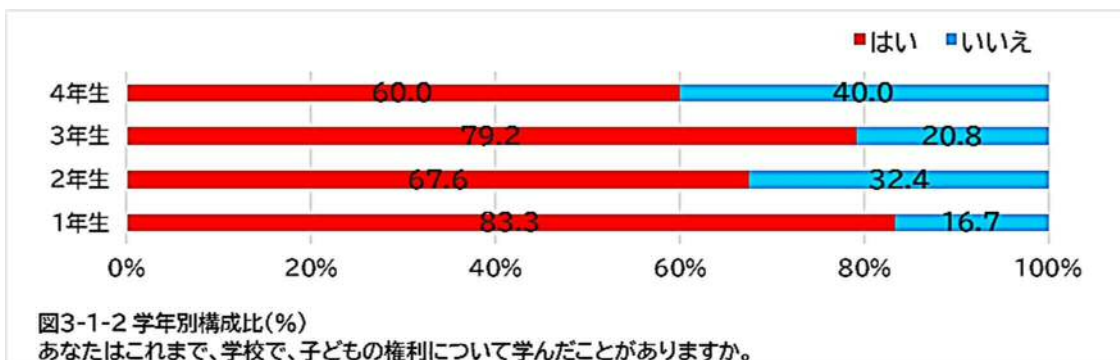
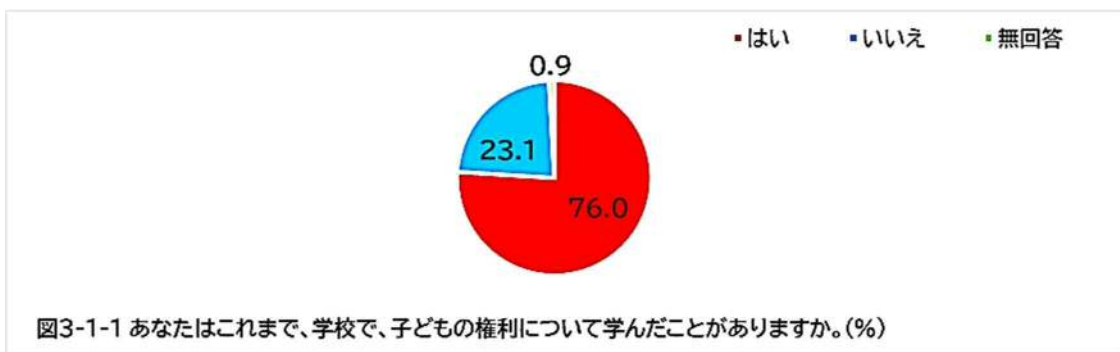
居住場所別の条約の認知度について、図[2-3]より、「はい」と回答した割合は、「豊田市内」が 58.8%、「豊田市外」が 60.5%と居住場所では認知度にそれほど差はありません。

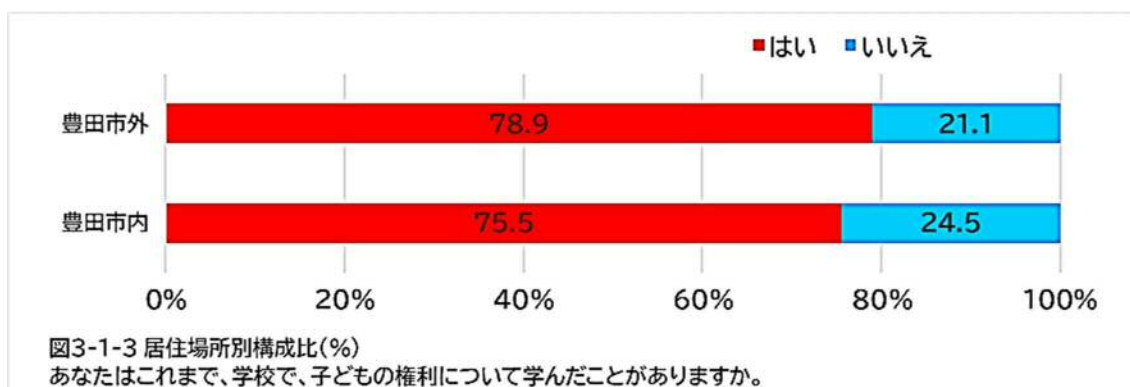


3 子どもの権利を学ぶ機会と意欲について

3-1 学校における学習機会

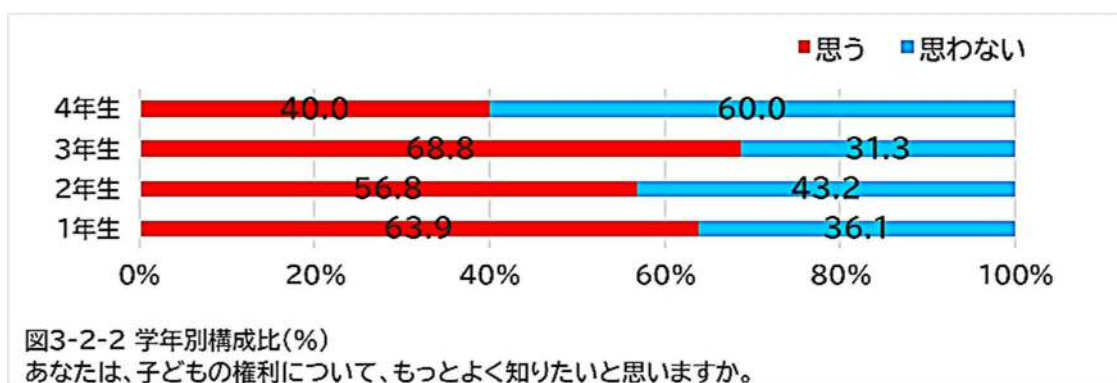
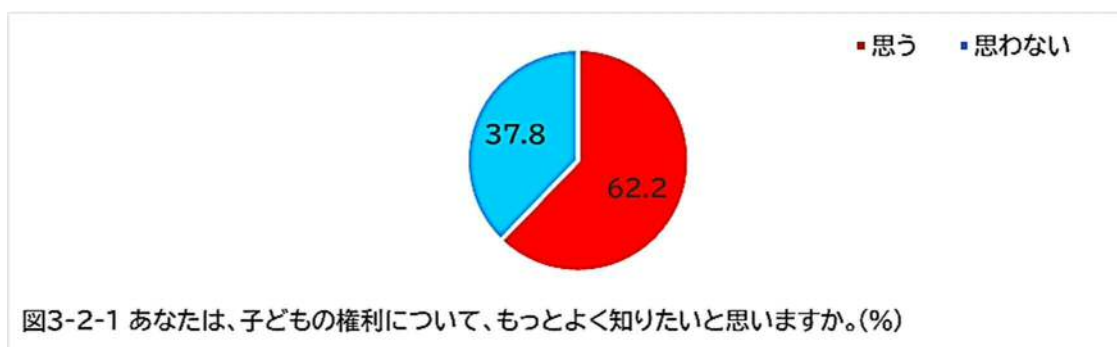
子どもの権利条約を学校で学習する機会に関して、図[3-1-1]より、「はい」と回答した割合は76.0%と8割近くあります。また、図[3-1-2]の学年別構成比では、「1年生」の83.3%が最も多く、次いで、「3年生」の79.2%、「2年生」の67.6%、「4年生」の60.0%となっています。3年生と2年生の間には10ポイント以上の開きがあり、特に、2年生と4年生の学習機会が少ないと言えます。一方、図[3-1-3]より、居住場所での差は特に見られません。

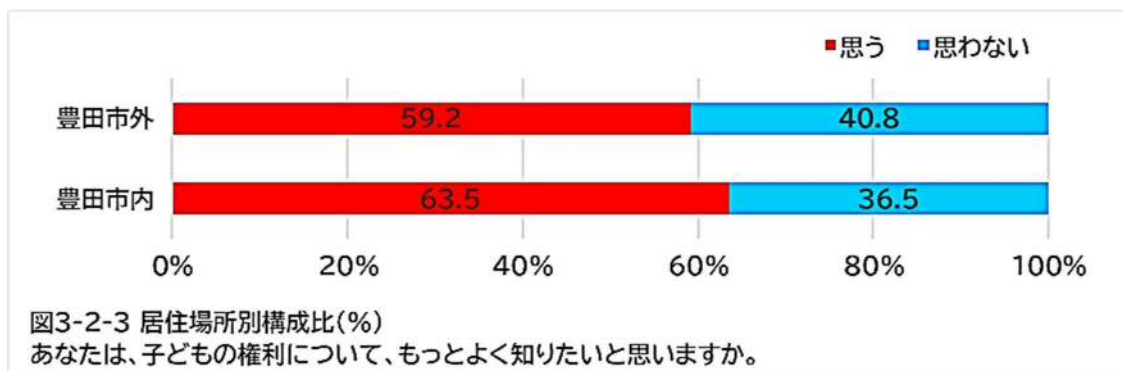




3-2 学ぶ意欲

子どもの権利を学ぶ意欲に関して、図[3-2-1]より、もっとよく知りたいと思うと回答した割合が62.2%と6割を超えています。また、図[3-2-2]の学年別構成比を確認すると、「思う」と回答した割合が最も多いのは、「3年生」の68.8%、次いで、「1年生」の63.9%、「2年生」の56.8%、「4年生」の40.0%となっており、特に、7割近い数値である3年生の意欲の高さがうかがえます。さらに、図[3-2-3]の居住場所別構成比では、「思う」と回答した割合が、「豊田市内」63.5%、「豊田市外」59.2%となっており、大きな差は見られません。

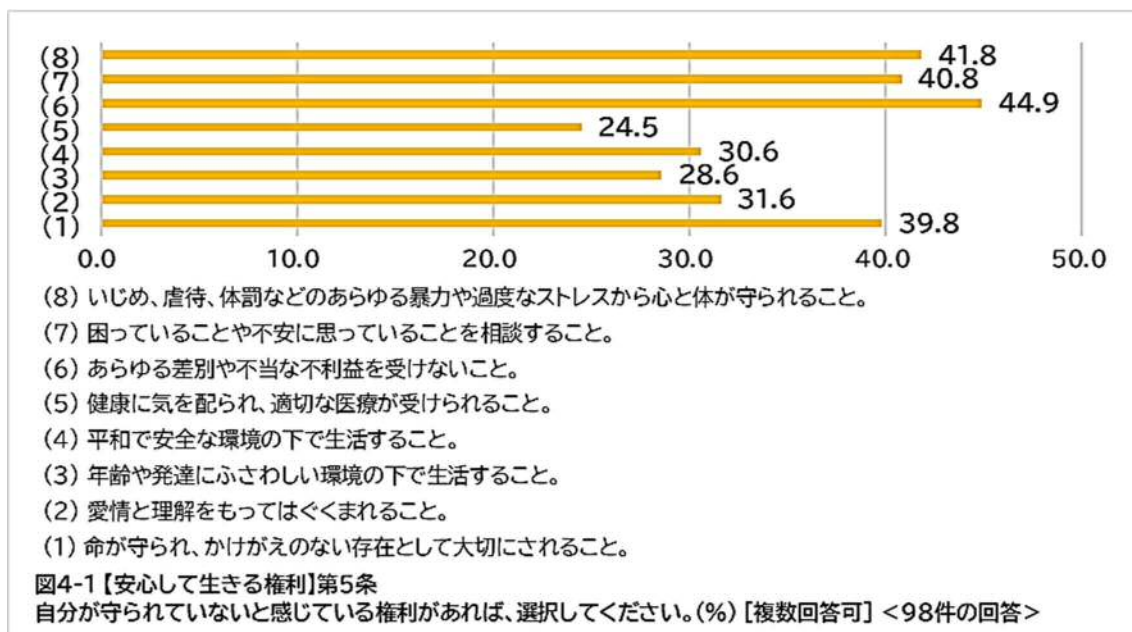




4 「豊田市子ども条例」において守られていないと感じる権利について

4-1 【安心して生きる権利】第5条

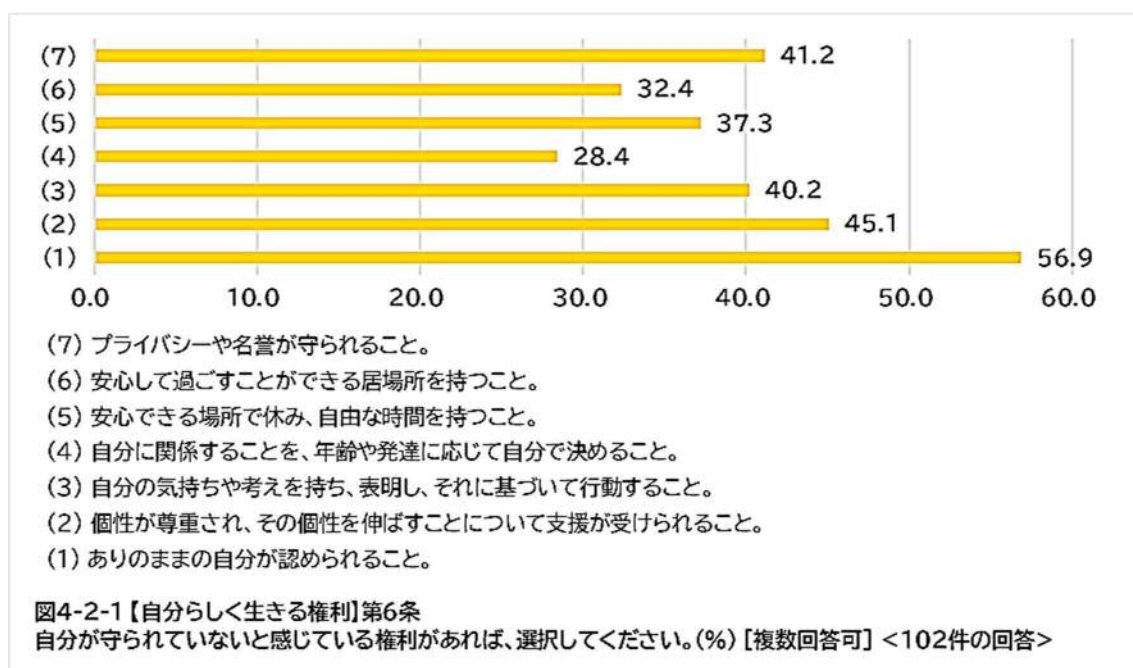
安心して生きる権利を定めた第5条のなかで、守られていないと感じる項目について、「(6) あらゆる差別や不当な不利益を受けないこと。」が 44.9%と最も多くなっています。次いで、「(8) いじめ、虐待、体罰などのあらゆる暴力や過度なストレスから心と体が守られること。」が 41.8%、「(7) 困っていることや不安に思っていることを相談すること。」が 40.8%、「(1) 命が守られ、かけがえのない存在として大切にされること。」が 39.8%、「(2) 愛情と理解をもってはぐくまれること。」が 31.6%、「(4) 平和で安全な環境の下で生活すること。」が 30.6%、「(3) 年齢や発達にふさわしい環境の下で生活すること。」が 28.6%、「(5) 健康に気を配られ、適切な医療が受けられること。」が 24.5%と続いています。

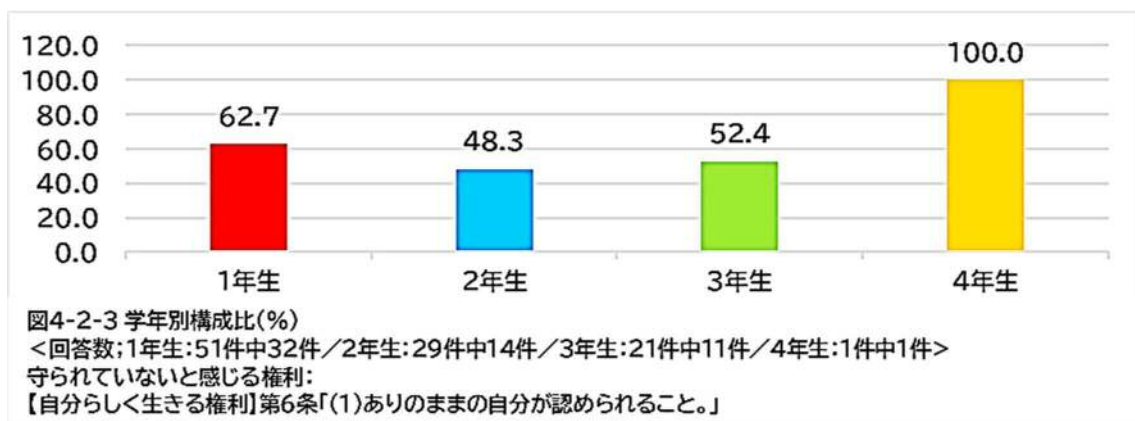
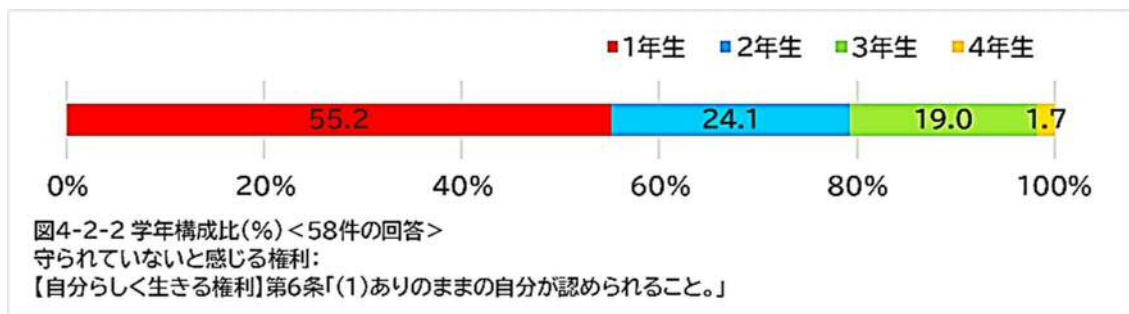


4-2 【自分らしく生きる権利】第6条

自分らしく生きる権利を定めた第6条のなかで、図[4-2-1]より、守られていないと感じられている権利として最も割合が高いのは、「(1)ありのままの自分が認められること。」で56.9%と、半数を超えるとともに他の権利と10ポイントほどの差があります。さらに、本項目は、【安心して生きる権利】第5条・【豊かに育つ権利】第7条・【参加する権利】第8条を含め最も高い数値となっています。次いで、「(2)個性が尊重され、その個性を伸ばすことについて支援が受けられること。」が45.1%、「(7)プライバシーや名誉が守られること。」が41.2%、「(3)自分の気持ちや考えを持ち、表明し、それに基づいて行動すること。」が40.2%、「(5) 安心できる場所で休み、自由な時間を持つこと。」が37.3%、「(6) 安心して過ごすことができる居場所を持つこと。」が32.4%、「(4) 自分に関係することを、年齢や発達に応じて自分で決めること。」が28.4%となっています。

最も高い割合の「(1)ありのままの自分が認められること。」に関して、図[4-2-2]より、本項目の学年構成比は、「1年生」が55.2%と半数を超える割合を占めています。次いで、「2年生」が24.1%、「3年生」が19.0%、「4年生」が1.7%となっています。一方、学年別構成比をまとめた図[4-2-3]を見ると、最も高い割合は「4年生」の100%であり、次いで、「1年生」の62.7%、「3年生」の52.4%、「1年生」の48.3%と、「4年生」以外の学年も半数近く、もしくは、半数を超える割合となっています。



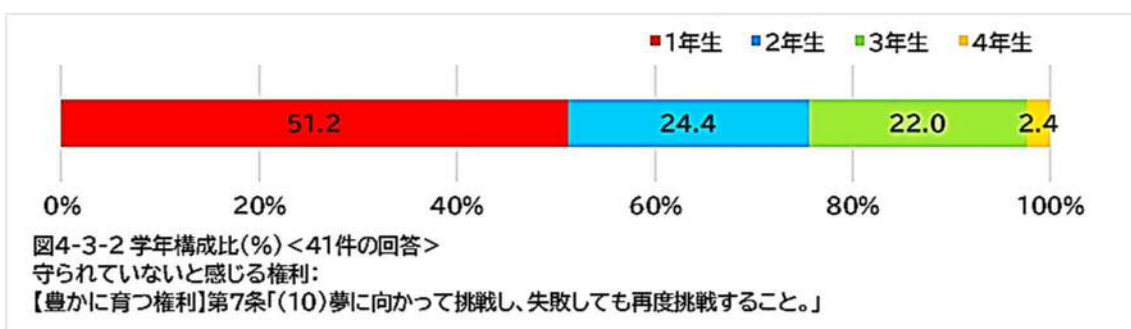
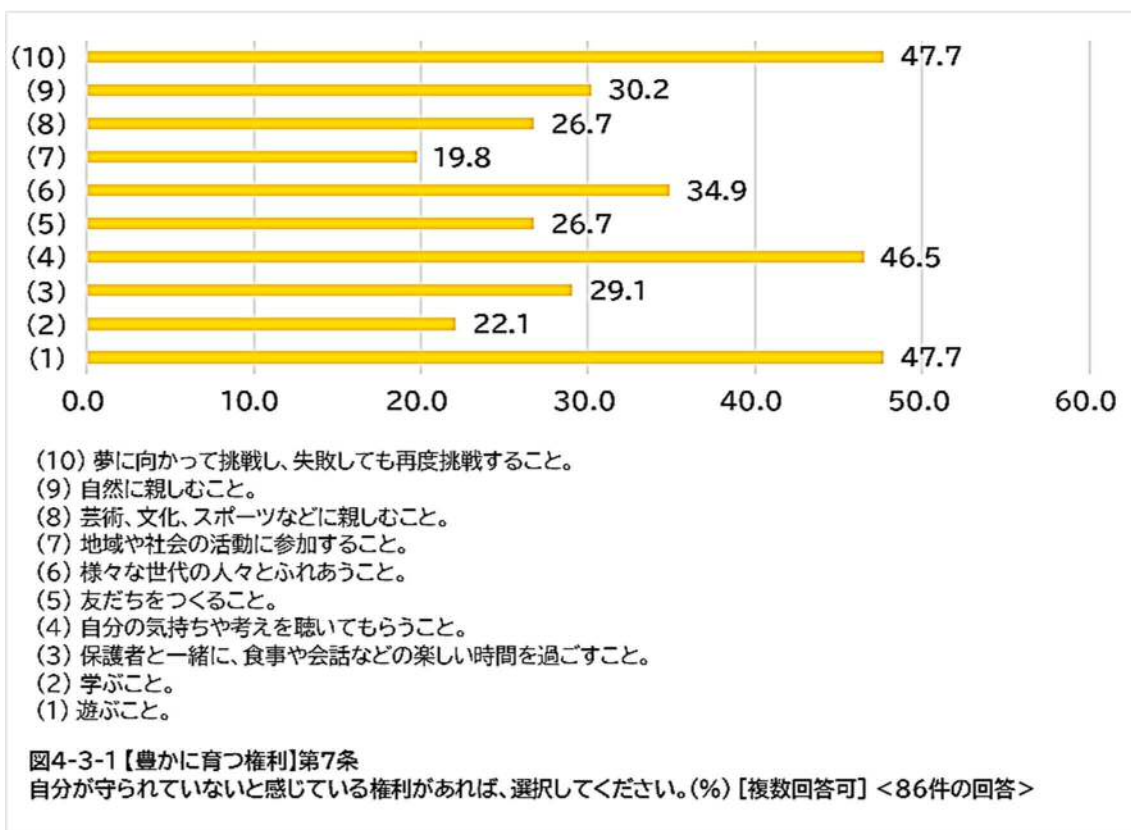


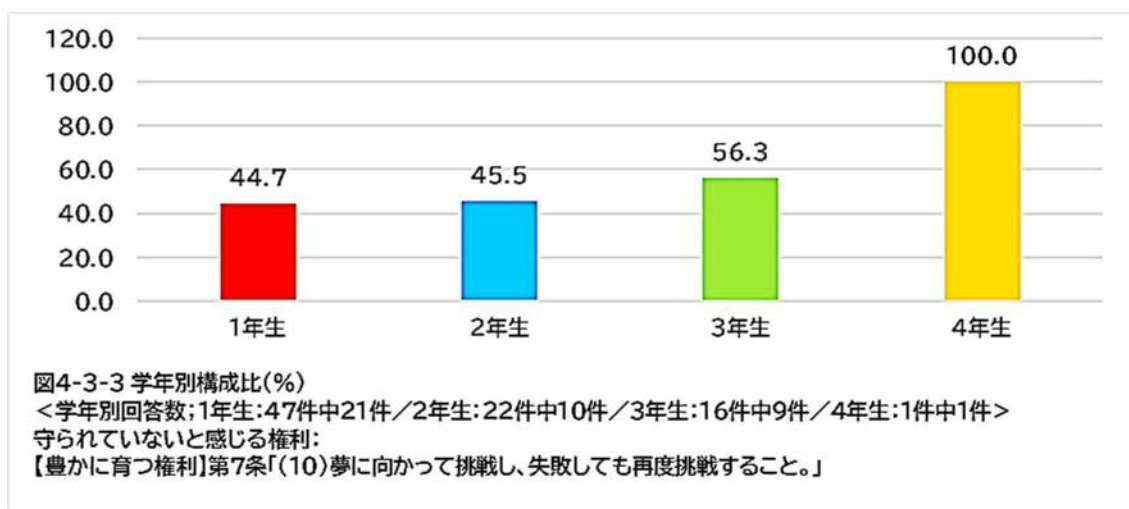
4-3 【豊かに育つ権利】第 7 条

豊かに育つ権利を定めた第 7 条のなかで、守られていないと感じる項目について、図[4-3-1]より、「(1)遊ぶこと。」と「(10)夢に向かって挑戦し、失敗しても再度挑戦すること。」がともに 47.7%と最も高く、僅差で「(4)自分の気持ちや考えを聴いてもらうこと。」の 46.5%が続きます。次いで、10 ポイント以上の差が開き、「(6)様々な世代の人々とふれあうこと。」が 34.9%、「(9)自然に親しむこと。」が 30.2%、「(3)保護者と一緒に、食事や会話などの楽しい時間を過ごすこと。」29.1%、「(5)友だちをつくること。」と「(8)芸術、文化、スポーツなどに親しむこと。」がともに 26.7%、「(2)学ぶこと。」が 22.1%、そして、第 5 条から第 8 条までを含み、唯一の 1 割台である「(7)地域や社会活動に参加すること。」の 19.8%がきます。

最も割合が高い「(10)夢に向かって挑戦し、失敗しても再度挑戦すること。」に着目し、学年構成比図[4-3-2]を見ると、「1 年生」が 51.2%と半数を占め、次いで、「2 年生」が 24.4%、「3 年生」が 22.0%、「4 年生」が 2.4%と続いています。一方、学年別構成比をまとめた図[4-3-3]を確認すると、最も多いのは、「4 年生」の 100.0%で、次に、「3 年生」の 56.3%、「2 年生」の 45.5%、「1 年生」の 44.7%と、図[4-3-2]とは逆に、学年があがるにつれ、割合が高くなっています。しかし、どの学年も半数近く、もしくは、半数を超え、夢に向かって挑戦す

る機会が十分に与えられていないと感じている割合は、全体として高いと言えます。

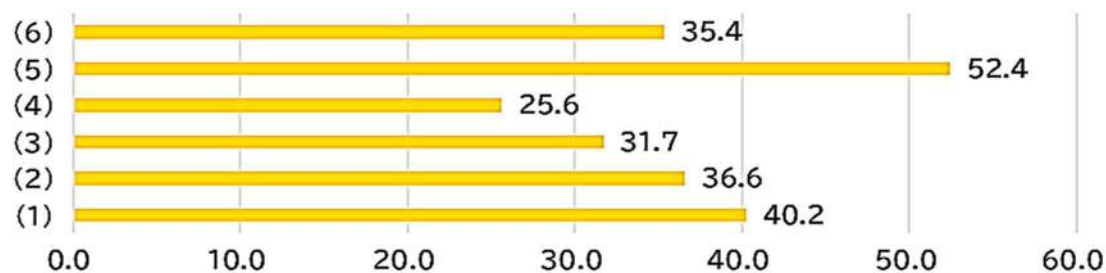




4-4 【参加する権利】第8条

参加する権利を定めた第8条のなかで、守られていないと感じる項目について、図[4-4-1]より、「(5) 必要な情報を大人や社会に求め、集めること。」が 52.4%と最も高く、他の項目と 10 ポイント以上も差があります。次いで、「(1)自分の気持ちや考えを表明すること。」が 40.2%、「(2)表明した自分の気持ちや考えが尊重されること。」が 36.6%、「(6)仲間をつくり、集まること。」が 35.4%、「(3)年齢や発達にふさわしい活動の機会を用意されること。」が 31.7%、「(4)年齢や発達に応じて意思決定に参加すること。」が 25.6%と続きます。

最も割合の高い「(5)必要な情報を大人や社会に求め、集めること。」について、図[4-4-2]の学年構成比を見ると、「2年生」が 58.1%と最も多く、次いで、「1年生」の 53.5%、「3年生」の 32.6%、「4年生」の 2.3%と続いています。一方、学年別構成比をまとめた図[4-4-3]では、「4年生」が 100.0%と最も高く、次に「3年生」の 57.1%、「1年生」の 54.8%、「2年生」の 44.0%と、図[4-4-2]とは逆の並びとなっています。



- (6) 仲間をつくり、集まること。
 (5) 必要な情報を大人や社会に求め、集めること。
 (4) 年齢や発達に応じて意思決定に参加すること。
 (3) 年齢や発達にふさわしい活動の機会が用意されること。
 (2) 表明した自分の気持ちや考えが尊重されること。
 (1) 自分の気持ちや考えを表明すること。

図4-4-1【参加する権利】第8条

自分が守られていないと感じている権利があれば、選択してください。(%) [複数回答可] <82件の回答>

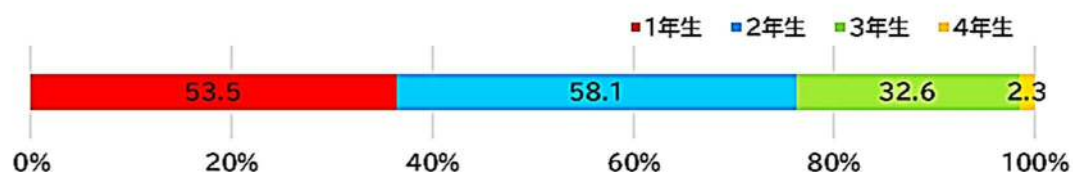


図4-4-2 学年構成比(%)<43件の回答>

守られていないと感じる権利:

【参加する権利】第8条「(5)必要な情報を大人や社会に求め、集めること。」

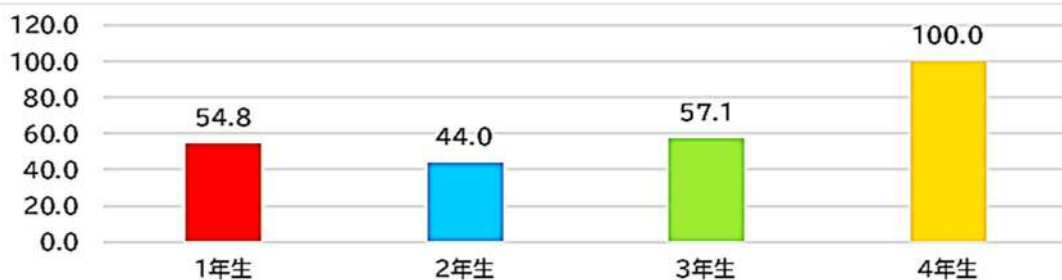


図4-4-3 学年別構成比(%)

<学年別回答数;1年生:42件中23件/2年生:25件中11件/3年生:14件中8件/4年生:1件中1件>

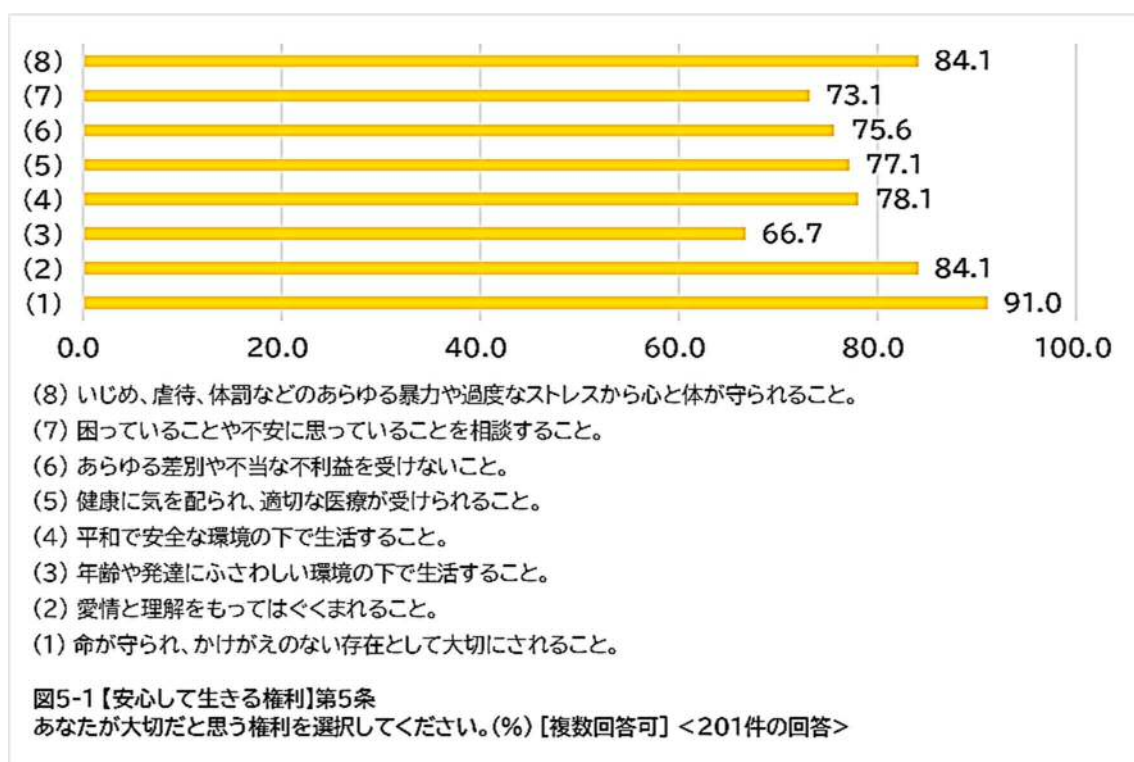
守られていないと感じる権利:

【参加する権利】第8条「(5)必要な情報を大人や社会に求め、集めること。」

5 「豊田市子ども条例」において大切だと思う権利について

5-1 【安心して生きる権利】第5条

安心して生きる権利を定めた第5条のなかで、大切だと思われる割合が最も高い項目は、[図5-1]より、「(1) 命が守られ、かけがえのない存在として大切にされること。」の91.0%であり、この割合は、第6条・第7条・第8条を含め、一番大きい数値となっています。次いで、「(2) 愛情と理解をもってはぐくまれること。」と「(8) いじめ、虐待、体罰などのあらゆる暴力や過度なストレスから心と体が守られること。」がともに84.1%、「(4) 平和で安全な環境の下で生活すること。」が78.1%、「(5) 健康に気を配られ、適切な医療が受けられること。」が77.1%、「(6) あらゆる差別や不当な不利益を受けないこと。」が75.6%、「(7) 困っていることや不安に思っていることを相談すること。」が73.1%、「(3) 年齢や発達にふさわしい環境の下で生活すること。」が66.7%と続きます。また、第5条は、全項目で6割台後半以上の数値が出ており、回答者の多くが本権利を大切に思っていることがわかります。

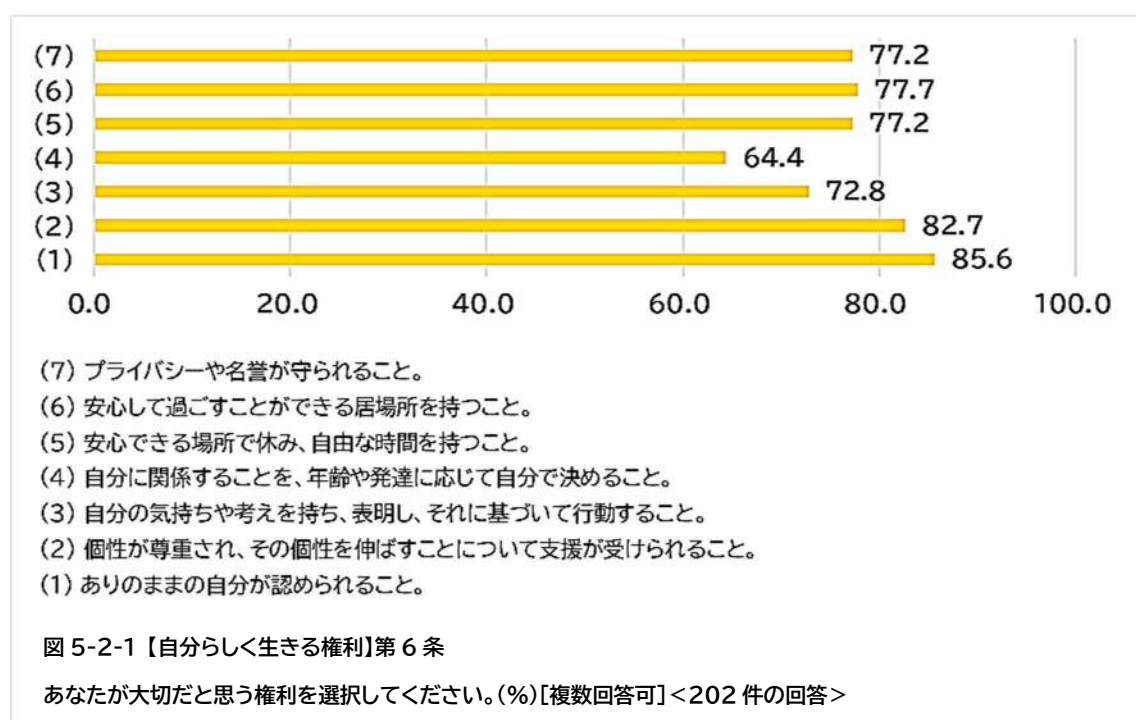


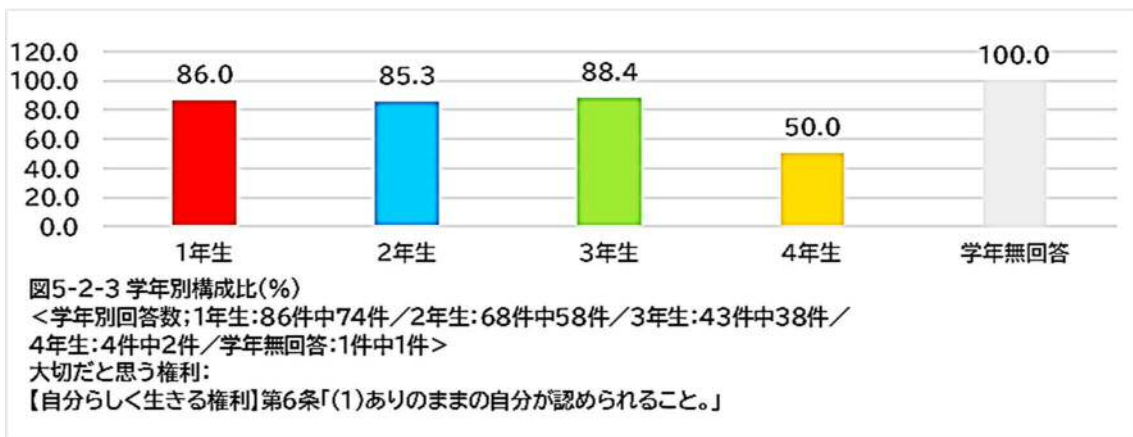
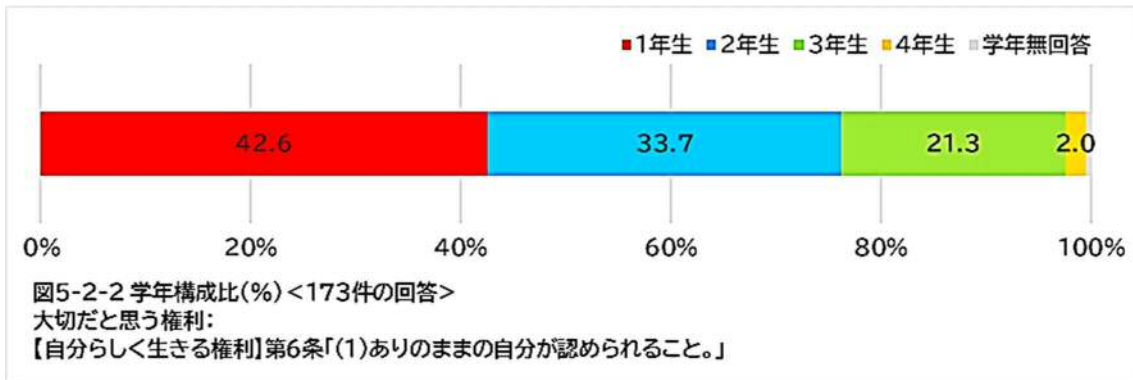
5-2 【自分らしく生きる権利】第6条

自分らしく生きる権利を定めた第6条について、図[5-2-1]より、大切だと思われる割合が最も高い項目は、「(1) ありのままの自分が認められること。」の85.6%、次いで、「(2) 個性が尊重され、その個性を伸ばすことについて支援が受けられること。」が82.7%、「(6)

安心して過ごすことができる居場所を持つこと。」が 77.7%、「(5) 安心できる場所で休み、自由な時間を持つこと。」と「(7) プライバシーや名誉が守られること。」がともに 77.2%、「(3) 自分の気持ちや考えを持ち、表明し、それに基づいて行動すること。」が 72.8%、「(4) 自分に関係することを、年齢や発達に応じて自分で決めること。」が 64.4%となっています。第 6 条も全項目 6 割以上と、第 5 条と同じく、回答者の大半に重視されているとわかります。

「(1) ありのままの自分が認められること。」に関して、「4-2 【自分らしく生きる権利】第 6 条」でも、本項目(56.9%)が一番多いことを踏まえ、ありのままの自分が認められていない現状に対し、大多数の回答者が認められることの重要性を感じていることがわかります。また、図[5-2-2]の学年構成比を見ると、最も多いのは「1 年生」の 42.6%、次いで、「2 年生」の 33.7%、「3 年生」の 21.3%、「4 年生」の 2.0%となっています。一方、学年別構成比をまとめた図[5-2-3]では、「3 年生」が 88.4%と最も多く、次いで、「1 年生」が 86.0%、「2 年生」が 85.3%、「4 年生」が 50.0%と続きます。1 年生から 3 年生まで数値に大きな差は見られず、大半の学年で本項目の大切さが強く認識されていると言えます。



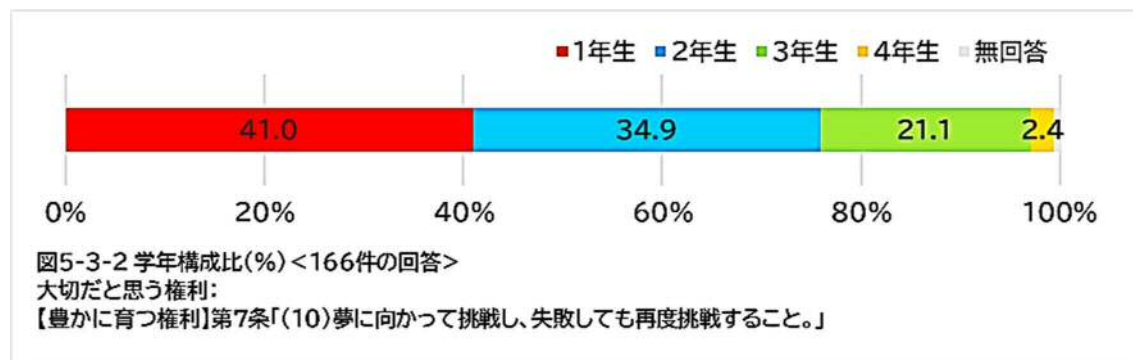
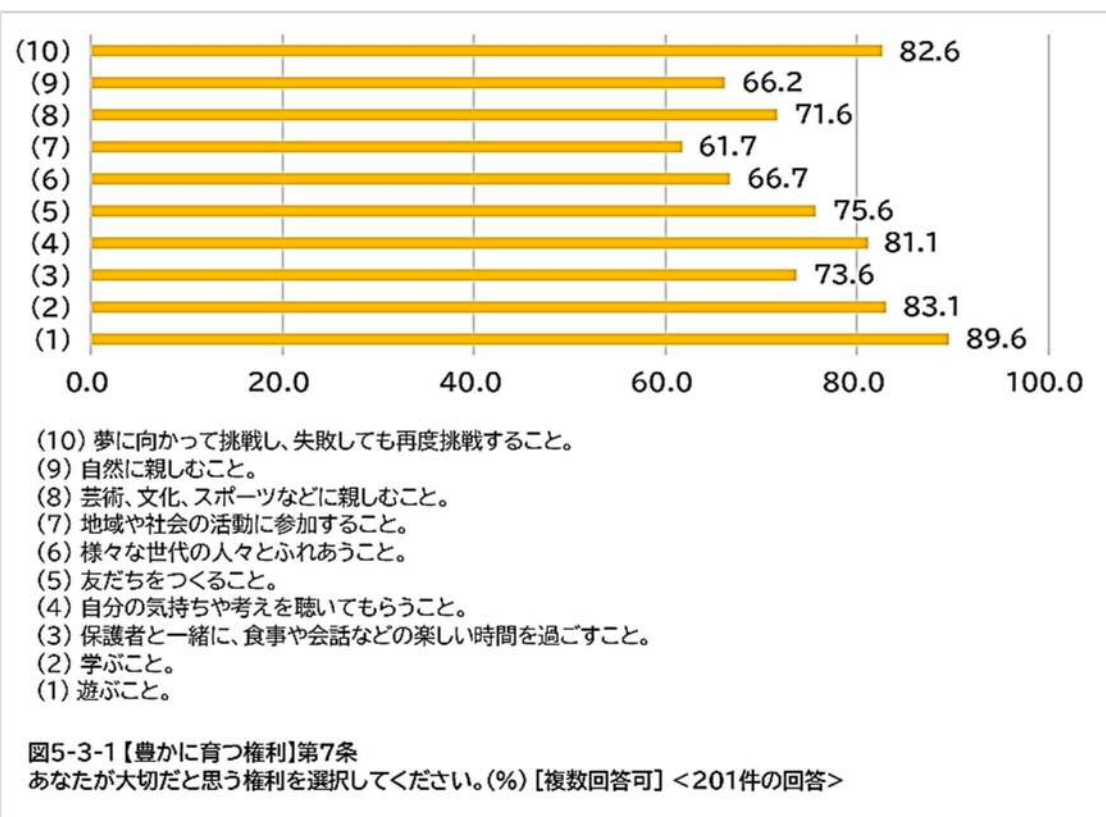


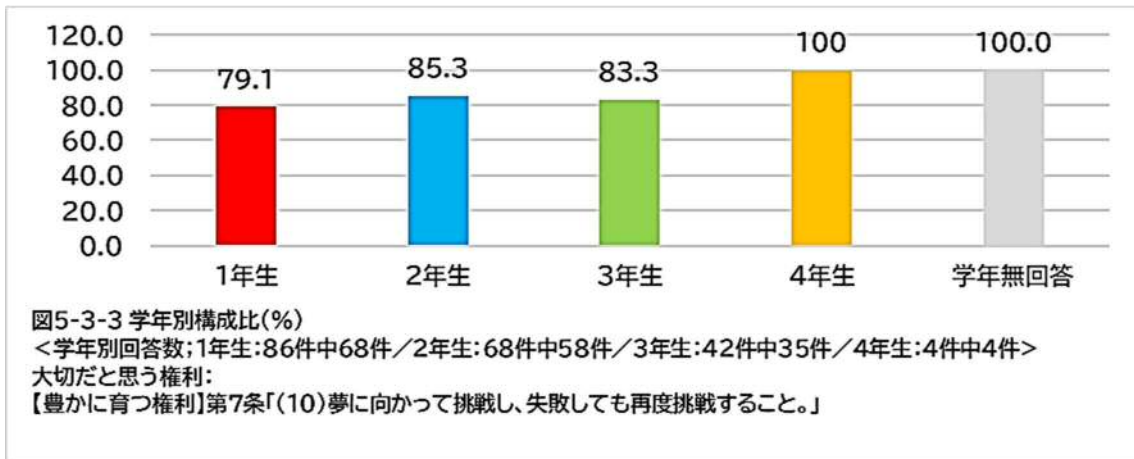
5-3 【豊かに育つ権利】第7条

豊かに育つ権利を定めた第7条のなかで、大切だと思われる割合が最も高い項目は、図[5-3-1]より、「(1) 遊ぶこと。」が 89.6%、次いで、「(2) 学ぶこと。」が 83.1%、「(10) 夢に向かって挑戦し、失敗しても再度挑戦すること。」が 82.6%、「(4) 自分の気持ちや考えを聴いてもらうこと。」が 81.1%と 8 割台が続きます。7 割台は、「(5) 友だちをつくること。」75.6%、「(3) 保護者と一緒に、食事や会話などの楽しい時間を過ごすこと。」73.6%、「(8) 芸術、文化、スポーツなどに親しむこと。」71.6%の 3 項目があり、6 割台は「(6) 様々な世代の人々とふれあうこと。」66.7%、「(9) 自然に親しむこと。」66.2%、「(7) 地域や社会の活動に参加すること。」61.7%の 3 項目となっています。第7条もまた、第5条・第6条と同様に、全ての項目が 6 割以上と、回答者の多くが本権利を重視していることがわかります。

また、「(10)夢に向かって挑戦し、失敗しても再度挑戦すること。」に関して、図[5-3-2]の学年構成比を見ると、「1年生」が 41.0%と最も多く回答しており、次に「2年生」の 34.9%、「3年生」の 21.1%、「4年生」の 2.4%が続きます。一方、学年別構成比をまとめた図[5-3-3]によると、「4年生」の 100.0%が最も多く、次に「2年生」の 85.3%、「3年生」の 83.3%、「1年生」の 79.1%と続いています。全学年において 8 割近く、または、それ以上の

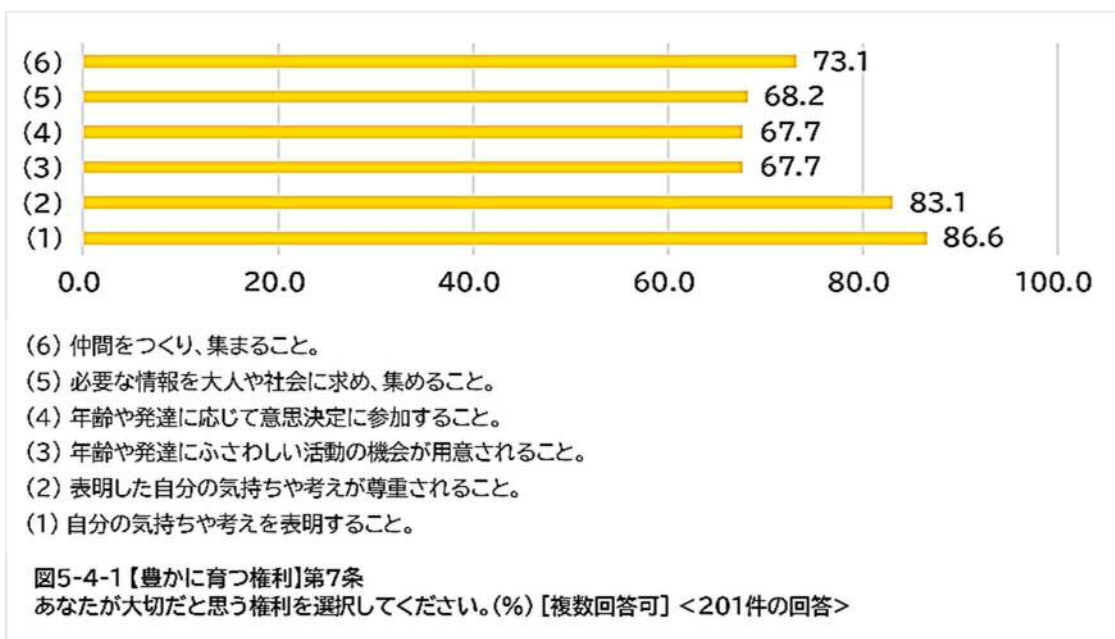
数値となっており、どの学年でも本項目を大切に思う気持ちが強いと言えます。





5-4 【参加する権利】第8条

参加する権利を定めた第8条のなかで、大切だと思われる項目として最も高い割合は、図[5-4-1]より、「(1) 自分の気持ちや考えを表明すること。」の86.6%となっており、同じ8割台である「(2) 表明した自分の気持ちや考えが尊重されること。」が83.1%と続きます。次に、10ポイントの差が開き、7割台の「(6) 仲間をつくり、集まること。」が73.1%、「(5) 必要な情報を大人や社会に求め、集めること。」が68.2%、「(3) 年齢や発達にふさわしい活動の機会が用意されること。」と「(4) 年齢や発達に応じて意思決定に参加すること。」がともに67.7%と6割台が続きます。そして、第8条も第5条と同様に、全ての項目で6割台後半以上の数値であり、回答者の大半に重視されている権利であると言えます。



6 困りごとや悩みごとを相談する相手について

困りごとや悩みごとを抱えているときに相談する相手として図[6-1]より「学校の友だち」が65.3%と最も多く、次いで、「母」が58.9%、10ポイント以上の差が開き「自分で解決する」が42.5%、そして、「部活の友だち」が25.1%、「学校の先生」が23.7%、「父」が23.3%と2割台が続き、「きょうだい」が19.6%、「地域の友だち」が17.4%の1割台、「その他」が7.8%、「相談できる人がいない」が6.8%、最後に「スクールカウンセラー」の4.6%がきます。また、表[6-2]は、図[6-1]の「その他」と答えた方に対し、相談できる人を質問した結果をまとめたものです。表[6-2]によると「知り合いの大学生」が3件と最も多く、次いで、「親友」「ネットの友だち」「塾の先生」がそれぞれ2件となっています。他にも、「祖母」「親戚」「相棒」「養護教諭の先生」がそれぞれ1件ずつあげられており、相談できる人を答えたものではないですが、「相談をあまりせず自分で終わらす」という回答もありました。

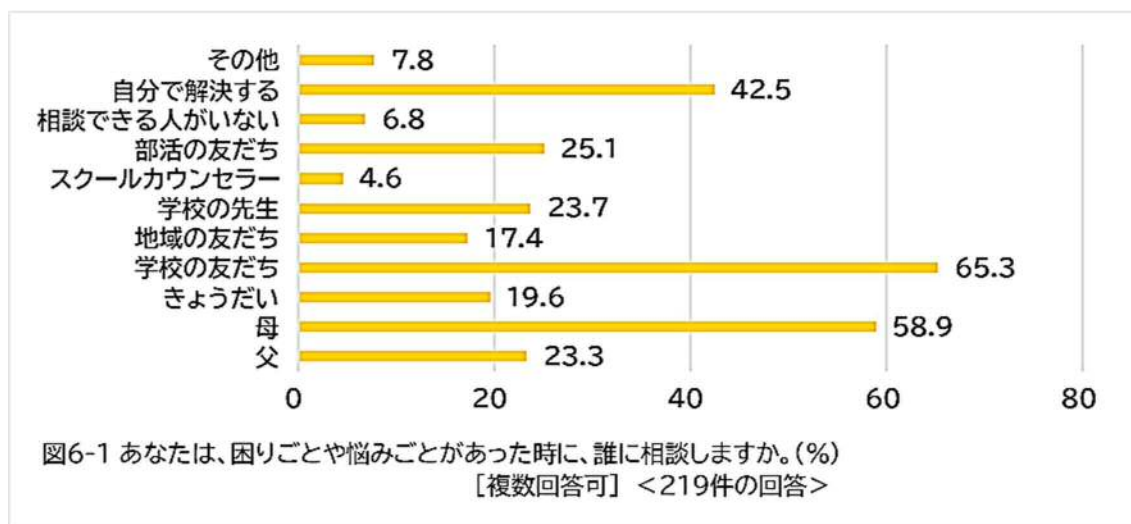


表 6-2 あなたが相談できる人は誰ですか、教えてください。

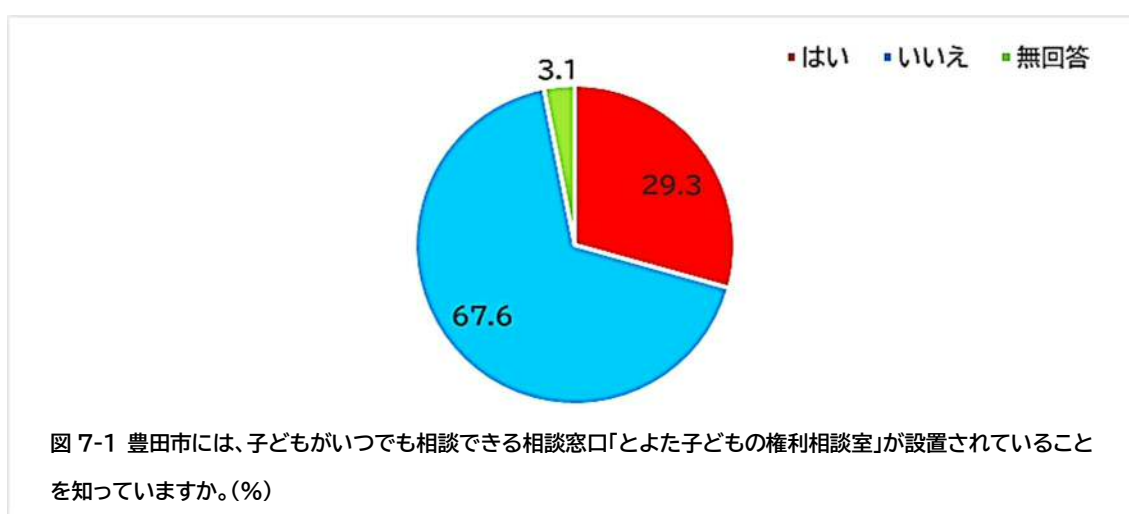
	回答数
祖母	1
親戚	1
親友	2
相棒	1
知り合いの大学生	3
ネットの友だち	2
養護教諭の先生	1
塾の先生	2
相談をあまりせず自分で終わらす	1
合計	14

*図[6-1]の「その他」回答数 17 件に対し、14 件の回答がありました(無回答 3 件)。

7 豊田市が設置する相談窓口(「とよた子どもの権利相談室」)について

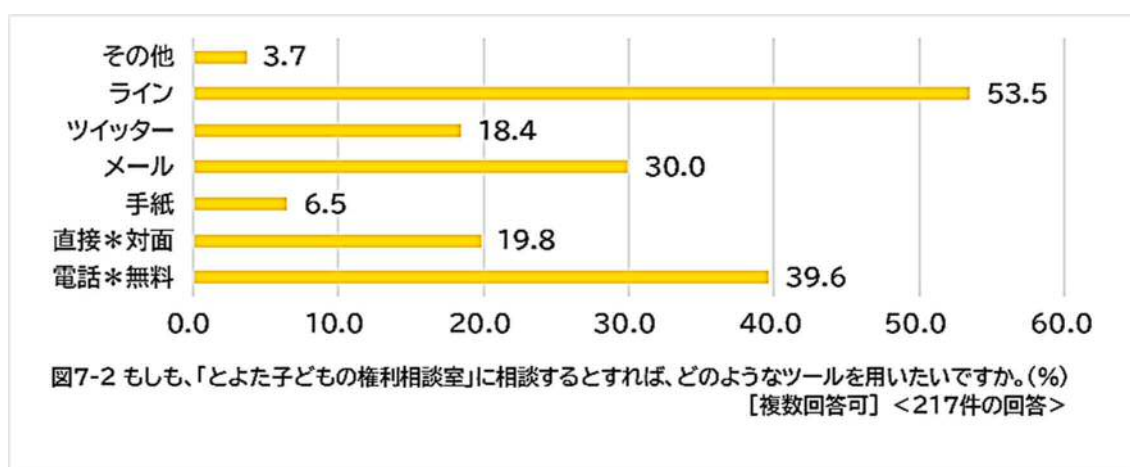
7-1 相談窓口(「とよた子どもの権利相談室」)の認知度

子どもの権利擁護に必要な支援をするために設置されている「とよた子どもの権利相談室」(愛称「こことよ」)について、図[7-1]より、知っている(「はい」)と回答した割合が 29.3%であるのに対し、知らない(「いいえ」)という回答は 67.6%と、認知度は高いとは言えません。



7-2 相談窓口(「とよた子どもの権利相談室」)を利用するときに用いたいツール

「とよた子どもの権利相談室」(愛称「こことよ」)を利用するときに用いたいツールについて、図[7-2]より、最も多かったのは「ライン」(53.5%)で、半数を超えています。次いで、「電話*無料」(39.6%)、「メール」(30.0%)、「直接*対面」(19.8%)、「ツイッター」(18.4%)、「手紙」(6.5%)となっており、「その他」の回答 8 件のうち、「対面せずに直接話したい」という要望が 2 件ありました。これは、オンライン通話を指すものではないかと考えられます。また、他の 6 件は無回答でした。



8 子どもの権利に関する意見など(自由記述)について

8-1 内容の分類

アンケートには、子どもの権利に関する意見や考え、また、知りたいことや質問を自由に記述してもらう項目を設定し、高校生の意識を具体的に把握することを試みました。

20件の回答がありましたが、内1件は入力ミスを知らせる内容であったため、有効回答19件を下記の通り10項目に分類しています。なお、内容を分類する際、一人の回答に複数の項目が含まれている場合には、それぞれの項目で数えています。

結果としては、「G 子どもの権利を知ることについて」の記述が最も多く、子どもの権利の内容を知りたいという思いが示される一方、「I 大人に対して」の項目では、子どもの権利条約やそれに関わる条例を保護者・教師といった大人も知るべきであるとの指摘もあります。また、「A 意見の表明・尊重について」「B 主体的参加について」「C 安心・安全な環境について」「D 暴言について」「E いじめ・虐待について」「F 貧困について」の項目では、家庭・学校・社会と子どもを取り巻く環境において子どもの権利が保障されていない実態があると記述されており、さらに、「H 相談方法について」では、相談者がより相談しやすい環境を整えるため、改善すべき点が挙げられています。「J その他」には、大学進学に係る質問と高齢者への不満が述べられています。

表8 分類項目とその数

分 類 項 目	合 計
A 意見の表明・尊重について	2
B 主体的参加について	1
C 安心・安全な環境について	1
D 暴言について	1
E いじめ・虐待について	1
F 貧困について	1
G 子どもの権利を知ることについて	5
H 相談方法について	3
I 大人に対して	3
J その他	3
合 計	21

8-2 記述内容(個人情報保護の観点から一部修正を加えたほかは、誤植と思われるものを含め、原文のまま掲載しています)

A 意見の表明・尊重について

- ・子どもはどうしても、大人よりも後回しにされて子どもの言うことはあまり尊重されないけど、その中でも意見を言いたい子どもたちがいるからしっかりその子供を守ってあげる(守ってもらう)ためにも子どもの権利条約は必要だと思いました。
- ・子どもの全てを肯定的に表明するのではなく、子どもの危険な考え方などは否定的に表明するべき。

B 主体的参加について

- ・学校生活を生徒主体にしたい 生徒会があっても活動する時間がない 委員会活動は少ないし委員会がない 生徒が主体的に抑圧されることなく 活動できるような環境がほしい

C 安心・安全な環境について

- ・子供の”自由”が過ぎて、豊田市内でも深夜までカラオケなどで遊んだり、居酒屋などで飲酒している未成年が多く、親もそれを黙認、同意している事が多くて子供の安心して生きる権利の中の複数の権利が守られていないのかとも思います。

D 暴言について

- ・暴言を浴びせられるのでそれも犯罪？にしてほしい。ちょっと辛いです

E いじめ・虐待について

- ・子どもの権利があっても、権利が守られていない子どもも多くいると思うと制定されている意味が本当にあるのだろうかと思ってしまうと同時に胸が苦しくなります。子どもの権利の在り方の是非を考える前に実際にいじめを受けている子どもや児童虐待を受けている子どもを救うことの方が先なのではないでしょうか。

F 貧困について

- ・今の日本社会で学校に行っている子供の 99%は人権保証されていると思うが、極度の貧困に苦しむ人が先進国の中で以外にも多いのが日本です。そこへの保証をしていけたらよいと思う

G 知ることについて

- ・子供の権利があることを今まで知りませんでした。
- ・子供の権利とはなにかもっと早めに知りたかったです。(小学校高学年ぐらい)

- ・もっと、権利をいろんな人に、知ってもらわなければならないと思います。
- ・私は今高校3年生だから子どもの権利が守られているかどうかや、なにが大切かなど考える事ができるけれど、同じ子どもの権利を持っているのにまだそれについて深く考えられない年齢の子どもが権利を侵害されていても本人は気づけないと思った。子どもの権利については社会の授業などで習って存在は知っていたが、どんな内容かは全く知らなかった。存在だけでなく内容を広く知ってもらわなければ子どもの権利が存在していないのと同じになると思う。
- ・学校では、教えてもらっていないことだったので、知りたいなと思いました

H 相談方法について

- ・相談室などにおいて、24 時間電話受付等とアピールしているところがあると思いますが、最近の子供は電話をすることが苦手であることが多く、特に気の滅入っている人にとっては電話をすることは非常にハードルの高いことだと思います(実際に私も電話は苦手ですし、元から苦手な人が落ち込んでいる時にそれをできるわけがないです)。電話だけでなくメールでの対応や、特に LINE などの、自分のメッセージをきちんと読んでくれたかどうか分かるツールでの対応を広げていってほしいです。むしろ LINE をメインに据えて、電話やメールでも対応できますよ、という方向にすべきだと私は思います。また相談者が送る文章の内容に関して、書くのが苦手な人も多いと思いますし、何より疲れることです(この「文章を考えて話さなければならない」ということは、電話をかけにくい原因の一部でもあります)、箇条書きでも良いとか、文章にしなくても辛いことや思ったことをただ書くだけでもいいよ、といったことをアピールしていくことも必要だと私は思います。
- ・関係ないことかもしれないけど、学校にスクールカウンセラーが来たときに行きたいと思ったら先生に言わないといけないのですが、それだと言えずらいと思います。(うちの学校だけだったらすみません。)
- ・電話するのに、初めて話す人にそんな重苦しい事を話して良いものかと不安がある気がします。なので、トークで話せる機能があるのはいいと思います。また、男性恐怖症・女性恐怖症といった特定の人物に体する対処があるととても有難いと思います。

I 大人に対して

- ・私たち子供のために大人の方たちが考えて下さっているんだな、守られているんだなと感じました。
- ・子どもはもちろんだが、保護者や教師なども知っておくべきだと感じた。
- ・周りには守られていない人が多くいるように感じます。例)親の過干渉によりプライバシーが守られない 高校生である私たちにアンケートを取るのも実態を知る上で大切だとは思いますが、親に豊田市子ども条例、子どもの権利条約を知っているかなどのアンケートを行い、親に過干渉なら過干渉を気づかせる等の意識改革を図った方が良いと思います。

Ｊ その他

- ・受験のことで相談したいことがあります。先生から「推薦するためには〇〇大学を受験するように」との指導を受けた。
- ・正直子供より高齢者の権利の方が守られていると感じている。
- ・政治家は、高齢者の意見ばかり聞いている。

9 とよた子どもの権利相談室の所感

9-1 子どもの権利に関する高校生の意識について

(1) 高校生の権利意識の全体状況の概観

今回の調査のなかで、私たちは、あらためて「子どもの権利」をいっそう社会全体に広げていくことの重要性を再認識しました。

今回の調査では、市内に在住する高校生の「豊田市子ども条例」の認知度は、46.9%となりました。2018年に、「第3次豊田市子ども総合計画」の策定に向けて実施された市民意向調査において示されていた、高校生の条例認知度33.6%を上回る数字となりました。2013年の同調査では31.8%でしたので、年々認知度が上昇しているという傾向にあります。

調査結果に示されていたように、学年別の条例の認知度については、今回、「1年生」が42.7%と最も高い割合を示していました。条例を読んだことがあると回答した割合もまた、「1年生」が12.4%と最も多くなっていました。このことは、昨年度より市内の全中学校を対象に取り組みをスタートさせている中学生向けの「子どもの権利啓発事業」が一定の効果をもたらしているのではないかと考えられます。中学生向けの権利啓発事業を、今後も積極的に推進していくことが大事になると思います。

一方、条例の認知度は、当然なことではありますが、市外に在住する高校生で、かなり低くなっています。市外に在住する高校生に向けた条例の普及・啓発が大きな課題となっています。子どもの権利条約についての認知度は、市内在住者・市外在住者ともに60%前後の数字となっており、多くの学校で学習として取り上げられていることがうかがえます。

注目したいのは、子どもの権利をもっとよく知りたいと回答した割合が6割を超え、高校生が「子どもの権利」を学びたいと考えている意欲の高さがうかがえることです。自由記述でも、「子どもの権利については社会の授業などで習って存在は知っていたが、どんな内容かは全く知らなかった」「学校では、教えてもらっていないことだったので、知りたいなと思いました」と、権利の「内容」を学ぶ機会を充実させてほしいとの要求が示されています。

さらに、自由記述では、「保護者や教師なども知っておくべき」「親に豊田市子ども条例、子どもの権利条約を知っているかなどのアンケートを行い(中略)意識改革を図った方が良い」として、大人にも子どもの権利を知ってほしいと高校生たちは求めています。

子どもの権利の内実を保障するためには、子どもだけでなく、大人の理解を深めることが重要であり、子どもの権利保障を追求することは、ひいては、社会全体のより良い権利保障の実現につながりうると考えられます。そのため、今後、大人に対しても、子どもの権利の認知度や抱える困難を確認することが必要であると言えます。

(2) 高校生にとって「守られていないと感じている権利」はどのようなものか

次に、今回の調査では、守られていないと感じる権利のなかで最も高い割合を示し(56.9%)、また、大切だと思う権利としても85.6%と高い割合となっているのが、「ありの

ままの自分が認められること。」という権利です(本報告書の16頁をご参照ください)。もちろん、子どもの権利の各項目は、互いに関連性をもっていますが、特に本項目は、あらゆる権利項目が保障されてこそ実感しうるもので、子どもの権利全体の内実を保障していくことが重要であると考えられます。

とりわけ、守られていないと感じる割合の高い(4割を超える)項目は、次頁の表[9]の通りで、aとbについては、生命と生存に関わるため、迅速に問題の把握と対応ができる制度や機関が求められ、これは、cとも関連します。ただし、相談できる環境の整備としては、制度や機関にとどまらず、学校で対応に当たる教職員の多忙さや家庭環境として保護者が仕事と生活のバランスを取りえない状況があるなど、大人への社会的援助や心理的支援を視野に入れる必要もあります。

こうした状況については、国連の子どもの権利委員会第2370回会合で採択された総括所見(2019年2月1日)では、日本社会の競争的性質および過度な競争などによってストレスの多い学校環境があることが指摘されています。これは、特にd・hに関係し、競争主義に基づく特定の価値基準にしばられ、個性を見つめることすらかなわない、さらに、自由に自分の可能性を追求するには、挑戦や失敗を繰り返すことも当然、認められるべきことですが、それも許されない状況に置かれていると考えられます。

さらに、上記のような社会状況ではgが軽視されやすいことは想像に難くなく、子どもの生活と発達において休息・余暇・遊び・レクリエーション活動、文化的生活および芸術に対する権利を保障することが重要であることを社会全体として認識し、余暇や自由な遊びのために十分な時間の配分や資源を整えることが求められます。また、eは、大人の意識や姿勢の問題とも言えますが、大人自身もまた自らの人格が尊重されているのかが懸念されるところです。さらに、fは、子どもの最善の利益を確保するためにも子どもの意見の表明、尊重、そして、表[9]の⑥のように、子どもが関わる事柄に関しては、参加を保障する環境を整えなければいけません。また、参加という点では、無論、iの情報を得る権利を保障することも重要であり、これは、自分の意見を構築するためにも欠くことのできないものと言えます。

以上のことから、ありのままの自分が認められていないと感じる割合が高い背景には、日本の社会状況と学校環境が競争主義に傾倒し、特定の価値基準に子どもたちがしばられることで、自らの権利を行使できない現状があることが指摘できます。そして、これは、大人にも生じうるもので、(1)の大人に係る状況の把握を踏まえ、支援方策を考える必要があります。

表 9 守られていないと感じる割合(%)の高い(4 割を超える)項目

権利項目		割合	具体的な声(「8-2 記述内容」)
【安心して生きる権利】 第5条 (図「4-1」)	a:あらゆる差別や不当な不利益を受けないこと。	44.9	①:「暴言を浴びせられるのでそれも犯罪?にしてほしい。ちょっと辛いです」(D) ②:「(前略)、極度の貧困に苦しむ人が先進国の中で以外にも多いのが日本です。(後略)」(F)
	b:いじめ、虐待、体罰などのあらゆる暴力や過度なストレスから心と体が守られること。	41.8	③:「(前略)実際にいじめを受けている子どもや児童虐待を受けている子どもを救うことの方が先なのではないでしょうか。」(E)
	c:困っていることや不安に思っていることを相談すること。	40.8	
【自分らしく生きる権利】 第6条 (図「4-2」)	d:個性が尊重され、その個性を伸ばすことについて支援が受けられること。	45.1	
	e:プライバシーや名誉が守られること。	41.2	④:「周りには守られていない人が多くいるように感じます。例)親の過干渉によりプライバシーが守られない(後略)」(I)
	f:自分の気持ちや考えを持ち、表明し、それに基づいて行動すること。	40.2	⑤:「子どもはどうしても、大人よりも後回しにされて子どもの言うことはあまり尊重されない(後略)」(A) ⑥:「学校生活を生徒主体にしたい(中略)生徒が主体的に抑圧されることなく 活動できるような環境がほしい」(B)
【豊かに育つ権利】 第7条 (図「4-3」)	g:遊ぶこと。	47.7	
	h:夢に向かって挑戦し、失敗しても再度挑戦すること。	47.7	
	f:自分の気持ちや考えを聴いてもらうこと。	46.5	⑤と同じ。
【参加する権利】 第8条 (図「4-4」)	i:必要な情報を大人や社会に求め、集めること。	52.4	
	f:自分の気持ちや考えを表明すること。	40.2	⑤と同じ。

(3)相談窓口について

高校生にとって、相談できる人がいる割合は、8割(219件中190件)を超える一方、「相談できる人がいない」(6.4%)、あるいは「自分で解決する」のみを選択(6.8%)した高校生も、少なくありません。

まず、「相談できる人がいない」ということは、安心して自分の気持ちや考えを話せる相手がないということであり、緊張感や不安感、孤独感などに強くさいなまれていることが考えられます。この場合、支援策の一つとしてスクールカウンセラー(以下、SC)や「こことよ(とよた子どもの権利相談室)」「(以下、こことよ)」の利用があげられますが、SCの利用は4.6%(図[6-1])、「こことよ」の認知度は29.3%(図[7-1])にとどまり、相談機能はまだまだ十分に活用されているとは言えません。

SCに関する自由記述では、利用に際し、「先生に言わないといけないのですが、それだと行きづらい」とする意見がありました。各学校においては、SCに直接、相談を申し込める仕組みを整えることが必要となっているとみられますし、今後、SCがなかなか利用されない要因を確かめていくことが求められます。

「こことよ」については、相談ツールの幅を広げ、物理的ハードルを下げていくことが課題となっています(図[7-2])。自由記述では、「(相談内容に関して)箇条書きでも良いとか、文章にしなくても辛いことや思ったことをただ書いただけでもいいよ、といったことをアピールしていくことも必要」「男性恐怖症・女性恐怖症といった特定の人物に対する対処があるととても有難い」といった意見がありました。相談室の広報活動にあたり、何を伝えれば、心理的ハードルが下げられるのかを考えること、また、そのためにも、どのようなところであれば相談しようと思ってもらえるのかを把握し、環境を整備していく必要があります。

次に、「自分で解決する」ことは、自らの力で困難を乗り越えることであり、それ自体、成長発達の証であると捉えられます。ただし、本調査では、誰かに相談したいと思ったが、理由があって自分で解決せざるをえなかったのか、そもそも相談したいと思わないのか、判断できません。前者であれば、自由記述などでその理由を把握し、支援策を考える必要がありますし、後者については、子どもの権利委員会第2370回会合で採択された総括所見(2019年2月1日)で、日本社会の競争的性質や学校制度の過度に競争的なシステムの問題が指摘されているように、自己責任を意識せざるをえず、相談しようということ自体、考えにくい状況に置かれている可能性も考えられます。したがって、相談したいと思わない理由を把握することが今後、必要であると言えます。

9-2 調査結果をふまえた今後の課題

(1)調査結果・自由記述欄から読み取る学校・家庭・地域の課題について

先に示したように、高校生が「守られていない」と感じている権利のうち、最も高い割合を示し(56.9%)、また、大切だと思う権利としても高い割合を示した(85.6%)のが、「ありのまま

の自分が認められること。」という権利です。多くの高校生が、「ありのままの自分」でいることが難しいと感じていることを、私たちはどのように考えればよいのでしょうか。

私たちは、こうした問題の背景には、数値で点数化された受験競争や、あるいは就職に向けて画一的な評価や指導がまかり通っていることにその要因を見出すことができるかもしれないと考えます。制服・うわばき・髪型・下着や靴下の色指定をはじめとして、過度に子どもを束縛している校則が、「ありのままの自分」を押し殺してしまう原因となっていないでしょうか。

高校時代とは、自立をかけて、大きく羽ばたいていく時期にあたります。ご家庭では、子どもの人間としての人格を尊重できているでしょうか。無理に進路を押し付けたりはしていないでしょうか。これからの社会の担い手としての高校生たちが、学校でも地域でも、主体となって活躍できる場所や機会はどれくらいあるでしょうか。

「ありのままの自分」でいられるために、高校生たちは何を求めているのでしょうか。学校・家庭・地域で、「子どもの意見表明」を出発点にしながら、それぞれのあり方を考えあう機会としていただければと思います。自由記述には、「学校生活を生徒主体にしてほしい」との意見がありました。高校生には、自らの生活のあり方を自らの力で考えようとする意欲も能力も備わっているように思います。

自由記述に、「暴言を浴びせられていて辛い」との記述がありました。暴言は、暴力と並んで虐待にあたるものです。暴言を浴びせられ続けば、誰だって「ありのままの自分」ではいられなくなります(大人だってそうです)。心が委縮してしまうからです。暴力や暴言、虐待のない環境を創り出していくことも私たちの重要な課題のひとつです。

最後に、高校生の中に、「極度の貧困に苦しむ人が日本にもいることが問題」と考えて記述してくださった方がいらっしゃいます。自らの権利を知り、そして、他者の権利に気づくことができる、すばらしい感性が育まれていると感じました。こうした高校生たちの新鮮な感性を、社会全体で励ましていくことが求められているのではないのでしょうか。

(2) 今後の調査活動の課題

今後、高校生向けの権利意識調査を継続的に実施していくことにより、今回の調査では分析できなかった点を含め、さらに詳細につかむことができるように思われます。調査への協力者数をどのようにして引き上げていくのか、調査の実施時期は適切であったかなど、検証していくことが必要です。

また、今回は、学校に通う高校生を対象としていましたが、高等学校の課程に類する課程をおく各種学校は調査対象には含まれませんでした。今後、こうした各種学校に通う生徒を含め、調査対象を広げていくことも大きな課題です。そのことによって、まさに「すべての子ども」を対象とした、子どもの権利の普及と啓発がすすめられていくことになるのだらうと思います。

参考資料

1 単純集計結果

問 1-1 あなたの学年を教えてください。

	回答数	構成比(%)
1 年生	97	43.1
2 年生	74	32.9
3 年生	48	21.3
4 年生	5	2.2
無回答	1	0.4
合計	225	100.0

問 1-2 あなたの性別を教えてください。

	回答数	構成比(%)
女	134	59.6
男	88	39.1
その他	2	0.9
無回答	1	0.4
合計	225	100.0

問 2 あなたは豊田市内に住んでいますか、それとも豊田市外に住んでいますか。

	回答数	構成比(%)
豊田市内	148	65.8
豊田市外	76	33.8
無回答	1	0.4
合計	225	100.0

問 3 あなたは豊田市に「豊田市子ども条例」があることを知っていますか。

	回答数	構成比(%)
はい	77	34.2
いいえ	146	64.9
無回答	2	0.9
合計	225	100.0

問 4 あなたは「豊田市子ども条例」を読んだことがありますか。

	回答数	構成比(%)
はい	16	7.1
いいえ	209	92.9
合計	225	100.0

問 5 あなたは国連の「子どもの権利条約」を知っていますか。

	回答数	構成比(%)
はい	133	59.1
いいえ	92	40.9
合計	225	100.0

問 6 あなたはこれまで、学校で、子どもの権利について学んだことがありますか。

	回答数	構成比(%)
はい	171	76.0
いいえ	52	23.1
無回答	2	0.9
合計	225	100.0

問 7 あなたは、子どもの権利について、もっとよく知りたいと思いますか。

	回答数	構成比(%)
思う	140	62.2
思わない	85	37.8
合計	225	100.0

問 8-1 【安心して生きる権利】第 5 条

自分が守られていないと感じている権利があれば、選択してください。

[複数回答可]

	回答数	比率(%)
(1)	39	39.8
(2)	31	31.6
(3)	28	28.6
(4)	30	30.6
(5)	24	24.5
(6)	44	44.9
(7)	40	40.8
(8)	41	41.8
対象者数	98	—

問 8-2 【自分らしく生きる権利】第 6 条

自分が守られていないと感じている権利があれば、選択してください。

[複数回答可]

	回答数	比率(%)
(1)	58	56.9
(2)	46	45.1
(3)	41	40.2
(4)	29	28.4
(5)	38	37.3
(6)	33	32.4
(7)	42	41.2
対象者数	102	—

問 8-3 【豊かに育つ権利】第 7 条

自分が守られていないと感じている権利があれば、選択してください。

[複数回答可]

	回答数	比率(%)
(1)	41	47.7
(2)	19	22.1
(3)	25	29.1
(4)	40	46.5
(5)	23	26.7
(6)	30	34.9
(7)	17	19.8
(8)	23	26.7
(9)	26	30.2
(10)	41	47.7
対象者数	86	—

問 8-4 【参加する権利】第 8 条

自分が守られていないと感じている権利があれば、選択してください。

[複数回答可]

	回答数	比率(%)
(1)	33	40.2
(2)	30	36.6
(3)	26	31.7
(4)	21	25.6
(5)	43	52.4
(6)	29	35.4
対象者数	82	—

問 9-1 【安心して生きる権利】第 5 条

あなたが大切だと思う権利を選択してください。 [複数回答可]

	回答数	比率(%)
(1)	183	91.0
(2)	169	84.1
(3)	134	66.7
(4)	157	78.1
(5)	155	77.1
(6)	152	75.6
(7)	147	73.1
(8)	169	84.1
対象者数	201	—

問 9-2 【自分らしく生きる権利】第 6 条

あなたが大切だと思う権利を選択してください。 [複数回答可]

	回答数	比率(%)
(1)	173	85.6
(2)	167	82.7
(3)	147	72.8
(4)	130	64.4
(5)	156	77.2
(6)	157	77.7
(7)	156	77.2
対象者数	202	—

問 9-3 【豊かに育つ権利】第 7 条

あなたが大切だと思う権利を選択してください。 [複数回答可]

	回答数	比率(%)
(1)	180	89.6
(2)	167	83.1
(3)	148	73.6
(4)	163	81.1
(5)	152	75.6
(6)	134	66.7
(7)	124	61.7
(8)	144	71.6
(9)	133	66.2
(10)	166	82.6
対象者数	201	—

問 9-4 【参加する権利】第 8 条

あなたが大切だと思う権利を選択してください。 [複数回答可]

	回答数	比率(%)
(1)	174	86.6
(2)	167	83.1
(3)	136	67.7
(4)	136	67.7
(5)	137	68.2
(6)	147	73.1
対象者数	201	—

問 10-1 あなたは、困りごとや悩みごとがあった時に、誰に相談しますか。

[複数回答可]

	回答数	比率(%)
父	51	23.3
母	129	58.9
きょうだい	43	19.6
学校の友だち	143	65.3
地域の友だち	38	17.4
学校の先生	52	23.7
スクールカウンセラー	10	4.6
部活の友だち	55	25.1
相談できる人がいない	15	6.8
自分で解決する	93	42.5
その他	17	7.8
対象者数	219	—

問 10-2 「10-1」の質問で「その他」と答えた方に質問します。あなたが相談できる人は誰ですか、教えてください。

	回答数	構成比(%)
記述あり	14	82.4
無回答	3	17.6
対象者数	17	100.0

問 11 豊田市には子どもがいつでも相談できる相談窓口「とよた子どもの権利相談室」が設置されていることを知っていますか。

	回答数	構成比(%)
はい	66	29.3
いいえ	152	67.6
無回答	7	3.1
合計	225	100.0

問 12-1 もしも、「とよた子どもの権利相談室」に相談するとすれば、どのようなツールを用いたいですか。

[複数回答可]

	回答数	比率(%)
電話＊無料	86	39.6
直接＊対面	43	19.8
手紙	14	6.5
メール	65	30.0
ツイッター	40	18.4
ライン	116	53.5
その他	8	3.7
合計	217	—

問 12-2 「12-1」の質問で「その他」と答えた方に質問します。どのようなツールを用いたか、教えてください。

	回答数	構成比(%)
記述あり	2	25.0
無回答	6	75.0
対象者数	8	100.0

問 13 子どもの権利に関することについて、あなたの意見や考えをお聞かせください。わからないことや知りたいこと、質問でも構いません。 [自由記述]

	回答数	構成比(%)
記述あり	19	8.4
無回答	206	91.5
合計	225	100.0

2 質問項目(漢字調査票)

子どもの権利に関する高校生意識調査アンケート

・この調査は、「豊田市子どもの権利擁護委員」が、豊田市内の高校に通学する高校生を対象に、子どもの権利に関する意識調査を行うものです。

・「豊田市子どもの権利擁護委員」は、豊田市子ども条例に基づき設置されている子どもの権利救済機関です。

・ここで「子ども」とは 18 歳未満の人のことをいいます。

・18 歳又は 19 歳で高校に在学中の人も豊田市子ども条例に規定された「子どもの権利」の保障の対象となります。

・この調査は、個人の考え方を特定して、正しいかどうかを判定するものではありません。あなたのご意見やお考えを率直にお答えください。

・アンケートの内容についてあなた個人の情報を、あなたの家庭やあなたの通う学校の方々に伝えることは絶対にありませんので、安心してご回答ください。

・アンケートの回答中、つらい気持ちや悲しい気持ちになるようなことがあれば、いつでも回答を中止することができます。回答を中止することで、あなたが不利益を受けるようなことは一切ありません。

・この調査の実施にあたっては、名古屋大学教育学部教育行政学研究室が協力しています。

1-1 あなたの学年を教えてください。

- 1 年生
- 2 年生
- 3 年生
- 4 年生

1-2 あなたの性別を教えてください。

- 男
- 女
- その他

2 あなたは豊田市内に住んでいますか、それとも豊田市外に住んでいますか。

- 豊田市内
- 豊田市外

3 あなたは豊田市に「豊田市子ども条例」があることを知っていますか。

- はい
- いいえ

4 あなたは「豊田市子ども条例」

(<https://www.city.toyota.aichi.jp/shisei/gyoseikeikaku/ikusei/1007534.html>)を読んだことがありますか。

- はい
- いいえ

5 あなたは国連の「子どもの権利条約」

(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/zenbun.html>)を知っていますか。

- はい
- いいえ

6 あなたはこれまで、学校で、子どもの権利について学んだことがありますか。

- はい
- いいえ

7 あなたは、子どもの権利について、もっとよく知りたいと思いますか。

思う

思わない

8 「豊田市子ども条例」は、次のような子どもの権利を保障しています。「8-1」「8-2」「8-3」「8-4」のそれぞれの権利のなかで、自分が守られていないと感じている権利があれば、選択してください。いくつ選択してもかまいません。

8-1【安心して生きる権利】第 5 条 子どもは、安心して生きるために、次のことが保障されます。自分が守られていないと感じている権利があれば、選択してください。いくつ選択してもかまいません。

- (1) 命が守られ、かけがえのない存在として大切にされること。
- (2) 愛情と理解をもってはぐくまれること。
- (3) 年齢や発達にふさわしい環境の下で生活すること。
- (4) 平和で安全な環境の下で生活すること。
- (5) 健康に気を配られ、適切な医療が受けられること。
- (6) あらゆる差別や不当な不利益を受けないこと。
- (7) 困っていることや不安に思っていることを相談すること。
- (8) いじめ、虐待、体罰などのあらゆる暴力や過度なストレスから心と体が守られること。

8-2【自分らしく生きる権利】第 6 条 子どもは、自分らしく生きるために、次のことが保障されます。自分が守られていないと感じている権利があれば、選択してください。いくつ選択してもかまいません。

- (1) ありのままの自分が認められること。
- (2) 個性が尊重され、その個性を伸ばすことについて支援が受けられること。
- (3) 自分の気持ちや考えを持ち、表明し、それに基づいて行動すること。
- (4) 自分に関係することを、年齢や発達に応じて自分で決めること。
- (5) 安心できる場所で休み、自由な時間を持つこと。
- (6) 安心して過ごすことができる居場所を持つこと。
- (7) プライバシーや名誉が守られること。

8-3【豊かに育つ権利】第 7 条 子どもは、様々な経験を通して豊かに育つために、次のことが保障されます。自分が守られていないと感じている権利があれば、選択してください。いくつ選択してもかまいません。

- (1) 遊ぶこと。

- (2) 学ぶこと。
- (3) 保護者と一緒に、食事や会話などの楽しい時間を過ごすこと。
- (4) 自分の気持ちや考えを聴いてもらうこと。
- (5) 友だちをつくること。
- (6) 様々な世代の人々とふれあうこと。
- (7) 地域や社会の活動に参加すること。
- (8) 芸術、文化、スポーツなどに親しむこと。
- (9) 自然に親しむこと。
- (10) 夢に向かって挑戦し、失敗しても再度挑戦すること。

8-4【参加する権利】第 8 条 子どもは、家庭、育ち学ぶ施設、地域社会などに主体的に参加するために、次のことが保障されます。自分が守られていないと感じている権利があれば、選択してください。いくつ選択してもかまいません。

- (1) 自分の気持ちや考えを表明すること。
- (2) 表明した自分の気持ちや考えが尊重されること。
- (3) 年齢や発達にふさわしい活動の機会が用意されること。
- (4) 年齢や発達に応じて意思決定に参加すること。
- (5) 必要な情報を大人や社会に求め、集めること。
- (6) 仲間をつくり、集まること。

9「豊田市子ども条例」の権利のうち、あなたが大切だと思う権利を選択してください。いくつ選択してもかまいません。

9-1【安心して生きる権利】第 5 条 子どもは、安心して生きるために、次のことが保障されます。あなたが大切だと思う権利を選択してください。いくつ選択してもかまいません。

- (1) 命が守られ、かけがえのない存在として大切にされること。
- (2) 愛情と理解をもってはぐくまれること。
- (3) 年齢や発達にふさわしい環境の下で生活すること。
- (4) 平和で安全な環境の下で生活すること。
- (5) 健康に気を配られ、適切な医療が受けられること。
- (6) あらゆる差別や不当な不利益を受けないこと。
- (7) 困っていることや不安に思っていることを相談すること。
- (8) いじめ、虐待、体罰などのあらゆる暴力や過度なストレスから心と体が守られること。

9-2【自分らしく生きる権利】第 6 条 子どもは、自分らしく生きるために、次のことが保障されます。あなたが大切だと思う権利を選択してください。いくつ選択してもかまいません。

- (1) ありのままの自分が認められること。
- (2) 個性が尊重され、その個性を伸ばすことについて支援が受けられること。
- (3) 自分の気持ちや考えを持ち、表明し、それに基づいて行動すること。
- (4) 自分に関係することを、年齢や発達に応じて自分で決めること。
- (5) 安心できる場所で休み、自由な時間を持つこと。
- (6) 安心して過ごすことができる居場所を持つこと。
- (7) プライバシーや名誉が守られること。

9-3【豊かに育つ権利】第7条 子どもは、様々な経験を通して豊かに育つために、次のことが保障されます。あなたが大切だと思う権利を選択してください。いくつ選択してもかまいません。

- (1) 遊ぶこと。
- (2) 学ぶこと。
- (3) 保護者と一緒に、食事や会話などの楽しい時間を過ごすこと。
- (4) 自分の気持ちや考えを聴いてもらうこと。
- (5) 友だちをつくること。
- (6) 様々な世代の人々とふれあうこと。
- (7) 地域や社会の活動に参加すること。
- (8) 芸術、文化、スポーツなどに親しむこと。
- (9) 自然に親しむこと。
- (10) 夢に向かって挑戦し、失敗しても再度挑戦すること。

9-4【参加する権利】第8条 子どもは、家庭、育ち学ぶ施設、地域社会などに主体的に参加するために、次のことが保障されます。あなたが大切だと思う権利を選択してください。いくつ選択してもかまいません。

- (1) 自分の気持ちや考えを表明すること。
- (2) 表明した自分の気持ちや考えが尊重されること。
- (3) 年齢や発達にふさわしい活動の機会が用意されること。
- (4) 年齢や発達に応じて意思決定に参加すること。
- (5) 必要な情報を大人や社会に求め、集めること。
- (6) 仲間をつくり、集まること。

10-1 あなたは、困りごとや悩みごとがあった時に、誰に相談しますか。[複数回答可]

父
母

きょうだい

学校の友だち
地域の友だち
学校の先生
スクールカウンセラー
部活の友だち
相談できる人がいない
自分で解決する
その他

10-2 10-1 の質問で「その他」と答えた方に質問します。あなたが相談できる人は誰ですか、教えてください。

11 豊田市には、子どもがいつでも相談できる相談窓口「とよた子どもの権利相談室(愛称「こことよ」)」
(<https://www.city.toyota.aichi.jp/shisetsu/sodan/1029292/index.html>)が設置されていることを知っていますか。

はい
いいえ

12-1 もしも、「とよた子どもの権利相談室(愛称「こことよ」)」に相談するとすれば、どのようなツールを用いたいですか。[複数回答可]

電話(無料)
直接(対面)
手紙
メール
ツイッター
ライン
その他

12-2 12-1 の質問で「その他」と答えた方に質問します。どのようなツールを用いたいか、教えてください。

13 子どもの権利に関することについて、あなたの意見や考えをお聞かせください。わからないことや知りたいこと、質問でも構いません。[自由記述]

アンケートにご協力を お願いします！

あなたの『権利』は守られていますか？

たとえば…



これは、とよた子どもの権利相談室と名古屋大学が「豊田市子ども条例」・「子どもの権利」に関する高校生の意識調査を行うためのものです。是非、ご協力ください！

アンケートは、以下のQRコードまたはインターネット検索から読み取れます。

<QRコード>

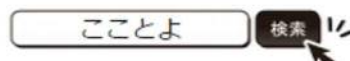


つうじょうばん
(通常版)



ばん
(ひらがな版)

<インターネット検索>



- ↓ ✓ とよた子どもの権利相談室 (こことよ) のホームページへアクセス
- ↓ ✓ 高校生意識調査にある外部リンクからアンケートへ

なお、この調査によるあなたの個人の情報を、家族や学校の方々に伝えることはありません。

調査に参加しないことによる不利益は一切ありません。安心してご回答ください。

※アクセスの時にかかる通信料は自己負担になります。

所要時間 : 10分

調査の期間 : 2020年 11月 30日まで

調査の実施者 : とよた子どもの権利相談室 (豊田市) 及び 名古屋大学

問い合わせ : TEL 0565-33-9317 とよた子どもの権利相談室